

平成 2 4 年

清掃事業概要

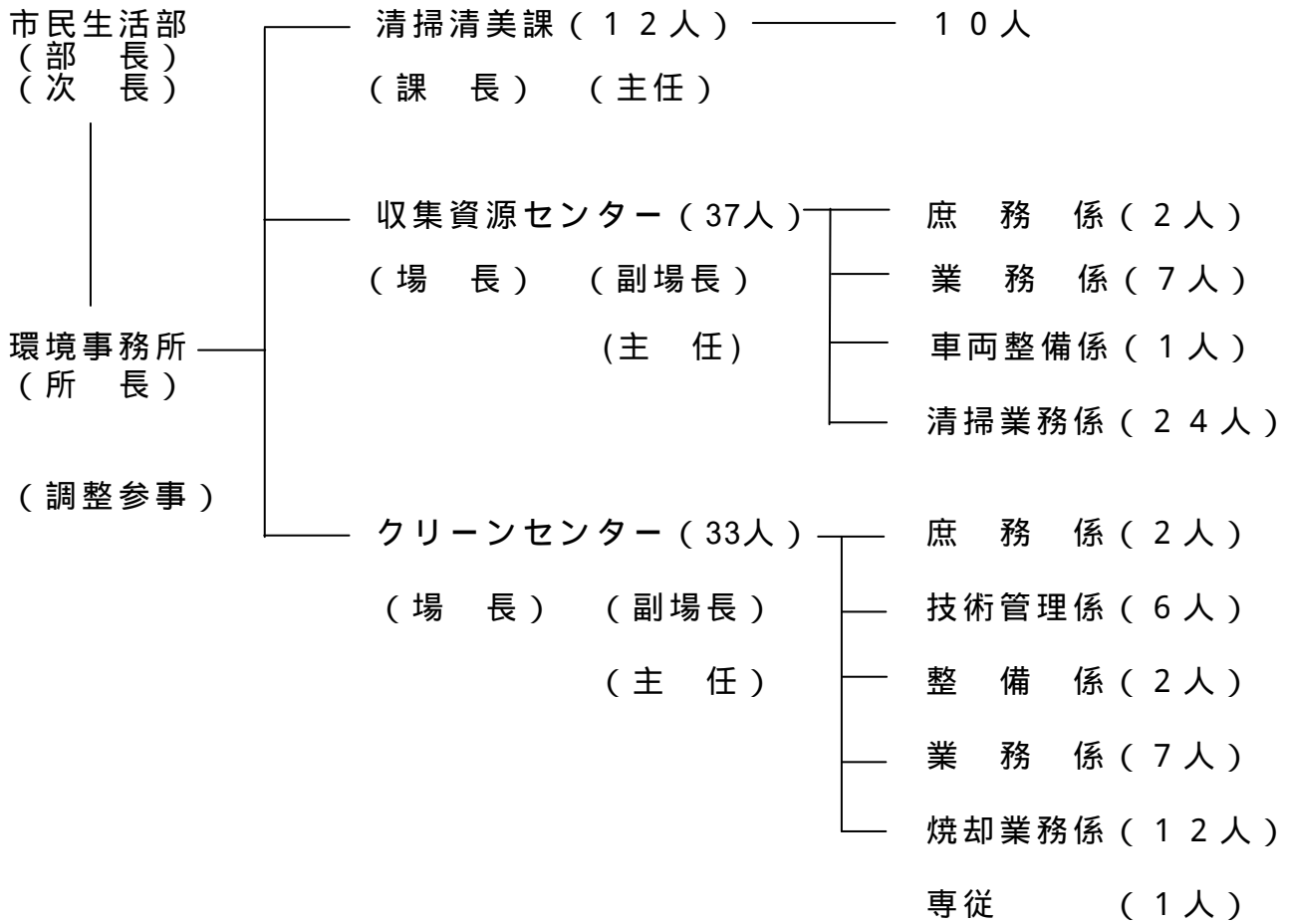
福 井 市

《目 次》

1	福井市の概要	
	(1) 自然条件	1
	(2) 社会条件	1
2	環境事務所機構	2
3	事務分掌	3
4	職員配置	4
5	車両配置	4
6	清掃関係予算	5
7	処理施設	6
8	ごみの収集	
	(1) 家庭系ごみ収集	7
	(2) 事業系ごみ収集	8
	(3) ごみ収集状況	9
9	ごみの処理	
	(1) ごみ処理実績の推移	1 2
	(2) 燃やせるごみの処理実績	1 3
	(3) 燃やせないごみの処理実績	1 4
	(4) ごみ処理の体系	1 5
	(5) ごみ処理経費	1 6
10	ごみ質の分析	1 7
11	ごみの削減、資源化	
	(1) 資源ごみ	1 8
	(2) 資源回収拠点事業	2 0
	(3) 生ごみ	2 1
	(4) 意識啓発	2 2
	(5) 指定ごみ袋	2 3
12	美しいまちづくりのために	
	(1) あき地等の清潔保持	2 4
	(2) 都市環境の美化	2 4
	(3) 動物(犬・猫等)死体処理	2 5
	(4) 野外焼却の指導	2 5
13	一般廃棄物の収集処理手数料	
	(1) 粗大ごみ以外の一般廃棄物	2 6
	(2) 粗大ごみ	2 6
14	収集運搬業者	
	(1) 委託業者	2 8
	(2) 許可業者	2 8
15	清掃関係の法律	3 0
16	廃棄物の分類	3 1
17	一般廃棄物処理計画	3 3
18	清掃行政の歩み	4 5

2 . 環境事務所機構

(平成24年4月1日現在)



3 . 事務分掌

清掃清美課

- (1) 事業の企画及び運営に関すること。
- (2) 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。以下この項において同じ。）の処理手数料に関すること。
- (3) 一般廃棄物の処理業に係る許可及び指導監督に関すること。
- (4) あき地等の清潔保持の指導に関すること。
- (5) 西別所産業廃棄物施設の監視に関すること。
- (6) 野外焼却の指導監督に関すること。

収集資源センター

- (1) 一般廃棄物の収集運搬に関すること。
- (2) 資源物に関すること。
- (3) 一般廃棄物処理手数料に関すること。
- (4) 施設の管理に関すること。

クリ - ンセンター

- (1) 一般廃棄物の焼却及び処分に関すること。
- (2) 一般廃棄物処理手数料に関すること。
- (3) 余熱の供給に関すること。
- (4) 旧東山センター - 集水池の管理に関すること。
- (5) 施設の管理に関すること。
- (6) 環境分析に関すること。
- (7) 地元協定に係る公害防止協定に関すること。

4. 職員配置

(平成24年4月1日現在)

区 分		清 掃 業 務 (人)									合 計 (人)		
		清 掃 清 美 課			収 集 資 源 セ ン タ ー			ク リ ー ン セ ン タ ー			男	女	合 計
補 職	役 職	男	女	合 計	男	女	合 計	男	女	合 計			
副理事	所 長	1		1							1		1
参 事	課 長	1		1							1		1
	場 長				1		1	1		1	2		2
副参事	副場長				1		1	1		1	2		2
主 幹	主 任	1		1	1		1	1		1	3		3
	主 幹	1		1	6		6	9	1	10	16	1	17
副主幹			1	1	16	1	17	12	1	13	28	3	31
主 査		3		3	9		9	4		4	16		16
主 事		2		2							2		2
技 師								1		1	1		1
運 転 技 師		3		3							3		3
環 境 技 師					2		2				2		2
汽 缶 技 師								1		1	1		1
施 設 技 師									1	1		1	1
合 計		12	1	13	36	1	37	30	3	33	78	5	83

5. 車両配置

(平成24年4月1日現在)

用 途	車 両	清 掃 清 美 課	収 集 資 源 セ ン タ ー	ク リ ー ン セ ン タ ー	合 計
定期収集用	機 械 車		10		10
予備再搬用	〃		13	2	15
粗大ごみ運搬	コ ン テ ナ 車		2		2
臨時ごみ用	小 型 ト ラ ッ ク		4		4
パトロール用	乗 用 車	1	1	1	3
	軽ワゴン車	1			1
	軽トラック		1	1	2
事務連絡用	ジ ー プ		1		1
	軽ワゴン車			1	1
処理処分用	タイヤショベル		1	1	2
	フォークリフト		1	1	2
	箱型ダンプ			1	1
合 計		2	34	8	44

6 . 清掃関係予算

清掃総務費

(千円)

区分 \ 年度	20	21	22	23	24
人件費	764,425	700,393	654,338	640,437	638,675
賃金	20,816				
報償費	2,846	2,126	2,126	2,126	2,215
旅費	151	240	254	329	286
需用費	6,126	6,205	5,963	5,768	5,501
役務費	333	393	374	385	793
委託料	5,020	1,024	681	681	79
使用料及び賃借料	1,197	1,095	1,230	861	2,191
備品購入費	1,500			330	
負担金補助及び交付金	547	481	475	438	452
公課費		9		8	
計	802,961	711,966	665,441	651,363	650,192

塵芥処理費

(千円)

区分 \ 年度	20	21	22	23	24
賃金		21,472	26,867	26,710	28,205
報償費				323	202
旅費	134	110	132	44	302
需用費	132,309	134,493	135,378	132,158	132,011
役務費	3,877	3,282	3,309	2,975	3,559
委託料	1,170,890	1,237,208	1,254,707	1,261,646	1,271,144
使用料及び賃借料	4,713	2,586	2,273	2,315	1,604
工事請負費	498,191	445,934	182,812	168,400	934,242
原材料費	6,469	7,559	6,472	5,800	5,834
備品購入費	10,877	10,851	14,851	14,675	13,671
負担金補助及び交付金	1,053,817	908,447	745,130	628,502	610,205
公課費	5,449	5,309	5,121	5,229	5,228
計	2,886,726	2,777,251	2,377,052	2,248,777	3,006,207

7. 処理施設

福井市のごみ処理は、福井市クリーンセンター、福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センターと鯖江広域衛生施設組合鯖江クリーンセンターで実施している。

また、収集資源センターでは、収集基地としての活動のほか、リサイクル資源のストック場としての機能を備えている。

なお、福井市クリーンセンターから排出される焼却灰については、県外の民間業者が所有する一般廃棄物管理型処分場において適正に最終処分を行っている。

(平成24年4月1日現在)

施設名	福井市 クリーンセンター -	福井坂井地区広域市町村圏事務組合 清掃センター -		鯖江広域衛生施設組合 鯖江クリーンセンター -	
	焼却施設	焼却施設	粗大ごみ 処理施設	焼却施設	粗大ごみ 処理施設
所在地	福井市寮町50 - 41	あわら市笹岡33 - 3 - 1		鯖江市西番町15 - 11	
電話番号	53 - 8999	74 - 1314		0778 - 51 - 2310	
敷地面積	14,100m ²	20,200m ²		22,300m ²	
建物面積	5,204m ²	14,243m ²		3,304m ²	2,533m ²
竣工年月	平成3年3月	平成7年9月		昭和61年4月	平成5年4月
公称能力	345 t / 24 h	222 t / 24 h	90 t / 5 h	120t / 16 h	50t / 5 h
基数	115 t / 24 h × 3基	74t/24h × 3基	1 基	60t/16h × 2基	1 基
集塵装置	バグフィルタ -	バグフィルタ - 乾式有害ガス 除去装置	バグフィルタ - サイクロン	バグフィルタ -	バグフィルタ - サイクロン
型式	全連続式 流動床炉	全連続燃焼式 焼却炉	回転式 破砕機	准連続式 流動床炉	回転式 破砕機
工事施工者	石川島播磨重工業	JFEエンジニアリング		荏原製作所	栗本鐵工所
建設費	7,863,446千円 管理棟336,614千円を含む	17,880,000千円		2,070,000千円	2,389,600千円

施設名	福井市収集資源センター -	
	収集関係施設	資源ストックヤード
所在地	福井市南江守町2 - 1	
敷地面積	13,747.70m ²	
建物面積	管理棟 1,497.87m ²	瓶ヤード 192m ²
	車庫 648.50m ²	
	倉庫等 199.02m ²	
	計 2,345.39m ²	
機種	高圧洗車機 5 基	
開設年月	昭和36年5月	平成5年1月

8 . ごみの収集

(1) 家庭系ごみ収集

家庭系の一般廃棄物（ごみ）については、粗大ごみ等を除き原則として指定ごみ袋により、分別排出することとしている。

なお、分別については、下表のとおりである。また、平成23年4月から、ライターは、中身を完全に使い切り、燃やせないごみの収集日に、燃やせないごみとは別に透明または半透明の袋に入れて出すように変更している。

福井区域

(平成24年4月1日現在)

区 分		収 集 回 数	収 集 方 法
燃やせるごみ		週2回（一部、週6回）	ステーション方式 資源物（スプレー缶を除く）は、資源回収拠点場所へ持ち込む方法もある
燃やせないごみ		月2回（第1, 3又は第2, 4の指定曜日）	
資源物	プラスチック製容器包装	週1回（指定曜日）	
	缶	月2回（指定の水曜日）	
	びん・ペットボトル	月1回（指定の水曜日）	
	ダンボール・紙製容器・紙パック		
	乾電池	月1回（指定の水曜日）	
	スプレー缶	月2回（第1, 3又は第2, 4の指定曜日）	
蛍光灯	年6回（奇数月又は偶数月の指定水曜日）		
粗大ごみ	燃やせる粗大ごみ	・収集、自己搬入受付（月～金曜日）	自己搬入、または申し込みによる戸別収集
	燃やせない粗大ごみ	・自己搬入のみ受付（第2日曜日）	

美山区域

(平成24年4月1日現在)

区 分		収 集 回 数	収 集 方 法
燃やせるごみ		週2回（火・金曜日）	ステーション方式 資源物（スプレー缶を除く）は、資源回収拠点場所へ持ち込む方法もある
燃やせないごみ		月2回（第2, 4の木曜日）	
資源物	プラスチック製容器包装	週1回（月曜日）	
	缶	月2回（指定の水曜日）	
	びん	月1回（指定の水曜日） 1月、2月の収集はなし	
	ペットボトル	月1回（指定の水曜日）	
	ダンボール・紙製容器・紙パック		
	乾電池	月1回（指定の水曜日） 1月、2月の収集はなし	
	スプレー缶	月2回（第2, 4の木曜日）	
	蛍光灯	年5回（奇数月の第4水曜日） 1月の収集はなし	
粗大ごみ	燃やせる粗大ごみ	・収集、自己搬入受付（月～金曜日）	自己搬入、または申し込みによる戸別収集
	燃やせない粗大ごみ	・自己搬入のみ受付（第2日曜日）	

越廼・清水区域

(平成24年4月1日現在)

区 分		収 集 回 数	収 集 方 法
燃やせるごみ		週2回(火・金曜日)	ステーション方式 資源物(スプレー缶 を除く)は、資源回 収拠点場所へ持ち込 む方法もある
燃やせないごみ		月2回(第2、4の木曜日)	
資源 物	プラスチック製容器包装	週1回(月曜日)	
	缶	月2回(第1、3の水曜日)	
	びん・ペットボトル	月1回(指定の水曜日)	
	ダンボール・紙製容器・紙パック	月1回(第3の水曜日)	
	乾電池	月1回(指定の水曜日)	
	スプレー缶	月2回(第2、4の木曜日)	
	蛍光灯	月1回(第4木曜日)	
粗大 ごみ	燃やせる粗大ごみ	・収集、自己搬入受付(月～金曜日)	自己搬入、または申し 込みによる戸別収集
	燃やせない粗大ごみ	・自己搬入のみ受付(第2日曜日)	

(2) 事業系ごみ収集

事業系の一般廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、事業者の責任のもとに処理(自己処理、自己搬入、委託収集)することが義務づけられていることから、ほとんどの事業系ごみは許可業者によって収集されている。

しかしながら、月に50袋以内(約250kg)の少量排出事業者の便宜を図るため、ごみステーションの管理者(自治会長等)の同意を得たうえで、事業用指定袋を使用して排出することができることとしている。

家庭系ごみ・事業系ごみ別排出状況

		19	20	21	22	23
家庭系ごみ	燃やせるごみ	47,439t	47,124t	45,358t	44,623t	45,384t
	燃やせないごみ	10,444t	9,928t	8,813t	8,927t	9,096t
小 計 ()		57,883t	57,052t	54,171t	53,550t	54,480t
事業系ごみ	燃やせるごみ	33,272t	31,673t	31,030t	31,468t	31,658t
	燃やせないごみ	2,999t	2,545t	2,492t	2,401t	2,434t
小 計 ()		36,271t	34,218t	33,522t	33,869t	34,092t
合 計 (+)		94,154t	91,270t	87,693t	87,419t	88,572t

(3) ごみ収集状況

収集主体別

(平成24年4月1日現在)

収集主体	分 別	班	世 帯 数 (世 帯)	人 口 (人)	比 率
直 営	燃やせるごみ	10班	30,861	85,104	31.8%
	資源物(缶)	8班	61,702	170,758	63.6%
委 託	燃やせるごみ	19班	66,169	183,002	68.2%
	資源物(缶)	7班	35,328	97,348	36.4%
	燃やせないごみ	16班	97,030	268,106	100%
	プラスチック製容器包装	16班			
	資源物(びん)	16班			
	” (ペットボトル)	14班			
	” (蛍光灯)	6班			
	” (ダンボール・紙製容器・紙パック)	21班			

収集回数別

(平成24年4月1日現在)

収 集 回 数		世帯数 (世帯)	比 率	人 口 (人)	比 率
福 井 区 域	燃やせるごみ【週2回】 燃やせないごみ【毎月2回】 資源物【びん(毎月1回)・缶(毎月2回)・ペットボトル (毎月1回)・プラスチック製容器包装(週1回)・ダンボール・ 紙製容器・紙パック(毎月1回)・乾電池(毎月1回)・スプレー 缶(毎月2回)・蛍光灯(2か月に1回)】	91,484	94.28%	251,108	93.66%
	燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物【週1回】 (中平、足羽上、小山谷)	8	0.01%	17	0.01%
	燃やせるごみ【週6回】 燃やせないごみ【毎月2回】 資源物【びん(毎月1回)・缶(毎月2回)・ペットボトル (毎月1回)・プラスチック製容器包装(週1回)・ダンボール・ 紙製容器・紙パック(毎月1回)・乾電池(毎月1回)・スプレー 缶(毎月2回)・蛍光灯(2か月に1回)】	221	0.23%	519	0.19%
	臨時収集地区(足谷、奥平、清水平、猫瀬、東平、宮郷)	13	0.01%	21	0.01%
	小 計	91,726	94.53%	251,665	93.87%
美 山 区 域	燃やせるごみ【週2回】 燃やせないごみ【毎月2回】 資源物【びん(毎月1回)・缶(毎月2回)・ペットボトル (毎月1回)・プラスチック製容器包装(週1回)・ダンボール・ 紙製容器・紙パック(毎月1回)・乾電池(毎月1回)・スプレー 缶(毎月2回)・蛍光灯(2か月に1回)】	1,441	1.49%	4,652	1.73%
越 廼 区 域	燃やせるごみ【週2回】 燃やせないごみ【毎月2回】 資源物【びん(毎月1回)・缶(毎月2回)・ペットボトル (毎月1回)・プラスチック製容器包装(週1回)・ダンボール・ 紙製容器・紙パック(毎月1回)・乾電池(毎月1回)・スプレー 缶(毎月2回)・蛍光灯(月1回)】	602	0.62%	1,516	0.57%
清 水 区 域	燃やせるごみ【週2回】 燃やせないごみ【毎月2回】 資源物【びん(毎月1回)・缶(毎月2回)・ペットボトル (毎月1回)・プラスチック製容器包装(週1回)・ダンボール・ 紙製容器・紙パック(毎月1回)・乾電池(毎月1回)・スプレー 缶(毎月2回)・蛍光灯(月1回)】	3,261	3.36%	10,273	3.83%
合 計		97,030	100%	268,106	100%

9. ごみの処理

平成23年度のごみ総排出量は101,934 tで、前年度に比べ2,056 tの増加となった。

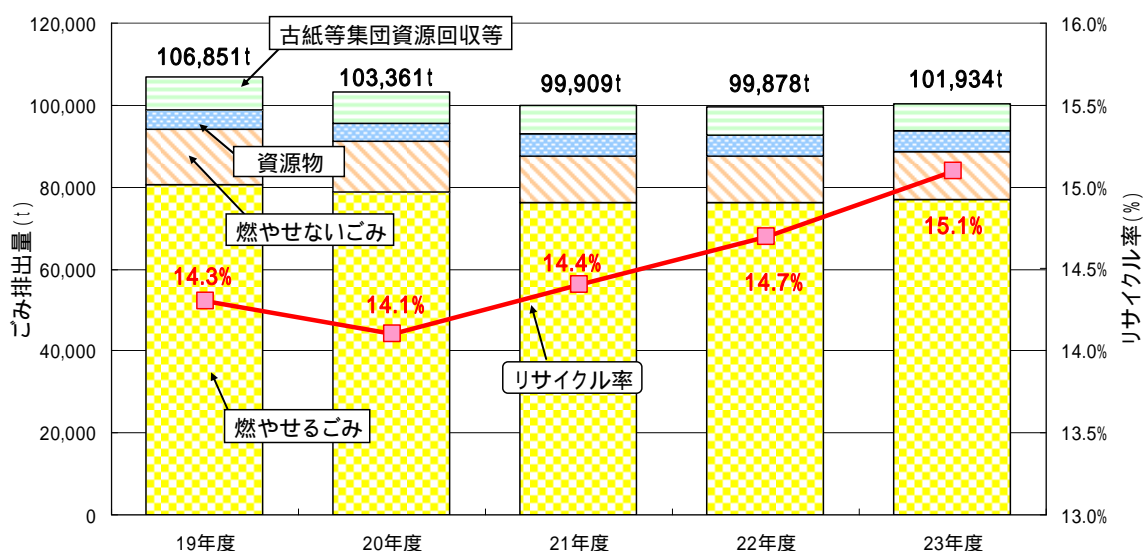
内訳としては、焼却等処理ごみ（燃やせるごみ及び燃やせないごみ）が88,572 tで1,153 t増加、資源物は5,216 tで91 t減少となった。

資源物については、プラスチック製容器包装が1,759 tで前年度に比べ43 tと、やや増加した。また、蛍光灯については、前年度に比べ、5 t増加し、20 tとなった。

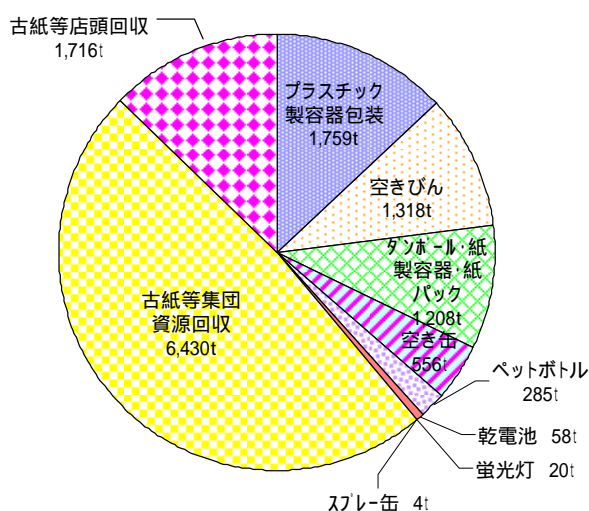
古紙等集団資源回収は6,430 tで 279 tの減少となったが、古紙等店頭回収は、昨年度に比べ回収店が2店舗増えたため、1,716 tとなり、1,273 tの大幅な増加となった。

これらの資源回収量の増加によって、リサイクル率は15.1%となり、前年度に比べ、0.4ポイントの増加となった。

なお、1人一日あたりのごみの量は954 gとなっている。



ごみ処理量及びリサイクル率の推移



資源物処理量 内訳

(1) ごみ処理実績の推移

ごみ処理量の推移

分別の種類		排出量 (t)					構成比 (%) [H23]	前年度比 (%)	
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度			
焼却等処理	燃やせるごみ	80,711	78,797	76,388	76,091	77,042	75.6%	1.2%	
	燃やせないごみ	13,443	12,473	11,305	11,328	11,530	11.3%	1.8%	
	小計 (+)	94,154	91,270	87,693	87,419	88,572	-	1.3%	
再資源化	資源物	びん	1,460	1,369	1,355	1,362	1,318	-	3.2%
		缶	686	633	620	580	556	-	4.1%
		ペットボトル	297	281	291	309	285	-	7.8%
		プラスチック製容器包装	743	693	1,548	1,716	1,759	-	2.5%
		ダンボール・紙製容器	1,301	1,258	1,259	1,251	1,191	-	4.8%
		紙パック		15	19	18	17	-	5.6%
		新聞紙・雑誌	6	4			8	-	皆増
	特殊ごみ	乾電池	64	53	60	51	58	-	13.7%
	有害ごみ	スプレー缶	8	7	5	5	4	-	20.0%
		蛍光灯	2	2	1	15	20	-	33.3%
		小計 (+ +)	4,567	4,315	5,158	5,307	5,216	5.1%	1.7%
		処理過程における資源化物	2,635	2,450	2,194	2,182	2,009	-	7.9%
		古紙等集団資源回収	8,130	7,776	7,058	6,709	6,430	6.3%	4.2%
	古紙等店頭回収				443	1,716	1.7%	287.4%	
	リサイクル関連合計 (+ + + + +)	15,332	14,541	14,410	14,641	15,371	-	5.0%	
	収集・持込量 (+ + + +)	98,721	95,585	92,851	92,726	93,788	-	1.1%	
	総排出量 (+ + + + + +)	106,851	103,361	99,909	99,878	101,934	100.0%	2.1%	
	リサイクル率	14.3%	14.1%	14.4%	14.7%	15.1%			

1人一日あたりのごみの量

分別の種類	排出量 (g)					前年度比 (%)
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
1人一日あたりのごみの量 *1	1,000	969	943	944	954	1.1%
1人一日あたりの総排出ごみ量 *2	1,082	1,048	1,015	1,017	1,037	2.0%

基準人口は各年度4月1日現在

*1 (燃やせるごみ+燃やせないごみ+資源物+特殊ごみ+有害ごみ) / 人・日

*2 (燃やせるごみ+燃やせないごみ+資源物+特殊ごみ+有害ごみ+古紙等集団資源回収) / 人・日

(2) 燃やせるごみの処理実績

福井市クリーンセンターへの持込量実績及び処理状況 福井・美山区域 (t)

区分 \ 年度	19	20	21	22	23	
直 営 収 集	14,586	14,555	14,120	13,860	14,133	
委 託 収 集	28,638	28,303	27,825	27,398	27,863	
許 可 収 集	30,153	28,779	28,376	28,488	28,646	
持 込	一般可燃	196	248	270	297	338
	粗大可燃	1,030	1,000	1,017	995	1,026
	事業可燃	1,127	930	874	815	736
	一般減免	158	146	152	120	119
	下水減免	117	98	71	65	59
	市 関 係	1,410	1,383	1,325	1,317	1,327
合 計	77,415	75,442	74,030	73,355	74,247	
処 理 内 訳	焼 却	74,771	72,729	73,156	69,192	73,524
	紙 類 ¹	232	183	152	141	113
	再 搬 入 ²	153	29	0	10	7
	未処理分 ³	2,259	2,501	722	4,012	603

1 : 紙類は、福井市古紙等リサイクル協同組合へ搬入

2 : 再搬入は、広域圏清掃センターへ搬入

3 : 未処理分は、水分蒸発を含む

鯖江クリーンセンターへの持込量実績 越廼・清水区域 (t)

区分 \ 年度	19	20	21	22	23	
委 託 収 集	2,076	2,153	1,881	1,871	1,943	
許 可 収 集				702	668	
持 込	一 般 可 燃	50	25	24	17	22
	事 業 可 燃	491	494	446	141	157
	減 免	12	4	7	5	5
合 計	2,629	2,676	2,358	2,736	2,795	

平成21年度までは持込(事業可燃)を含む

(3) 燃やせないごみの処理実績

広域圏清掃センターへの持込量実績 福井・美山区域 (t)

区分 \ 年度	19	20	21	22	23
委託収集	8,646	8,284	7,322	7,477	7,487
直営粗大	557	423	325	271	322
委託粗大	1	2			
許可収集	2,037	1,936	1,970	1,928	1,929
持込	一般不燃	1,909	891	868	957
	事業不燃		422	385	417
	減免		51	36	37
合計	13,150	12,115	10,981	10,965	11,149
燃やせないごみ	10,700	10,234	9,321	9,422	9,435
燃やせない粗大ごみ	2,450	1,881	1,660	1,543	1,714

鯖江クリーンセンターへの持込量実績 越廼・清水区域 (t)

区分 \ 年度	19	20	21	22	23	
委託収集	78	81	75	76	79	
委託粗大	11	17	0	2		
許可収集				1	12	
持込	一般不燃	185	204	199	233	251
	事業不燃	19	42	22	31	22
	減免	5	14	28	20	17
合計	298	358	324	363	381	

平成21年度までは持込(事業不燃)に含む

(4) ごみ処理の体系

基本分類	区 域	収集運搬		処理方法		処分方法
		直営・委託				
燃やせるごみ	福井 美山	直営・委託	週2回	焼 却	クリーンセンター 1	焼却灰(埋立) 金属類(資源化)
	越廼・清水	委 託			鯖江クリーンセンター 2	
燃やせないごみ	福井・美山	委 託	月2回	破 碎	清掃センター 3	不燃物(埋立) 金属類(資源化)
	越廼・清水				鯖江クリーンセンター	
プラスチック製 容器包装	全 域	委 託	週1回	分 別	委 託	資源化
びん	全 域	委 託	月1回	分 別	委 託	
ペットボトル	全 域	委 託	月1回	分 別	委 託	
ダンボール・紙製 容器・紙パック	全 域	委 託	月1回	分 別	委 託	
缶	福井 美山	直営・委託	月2回	分 別	委 託	
	越廼・清水	委 託				
乾電池	全 域	委 託	月1回	分 別	清掃センター	
スプレー缶	福井・美山	委 託	月2回	分 別	清掃センター	
	越廼・清水				鯖江クリーンセンター	
蛍光灯	福井 美山	委 託	年6回	分 別	委 託	
	越廼・清水		年5回			
			月1回			
粗大ごみ	福井・美山	自己搬入 申込収集	随 時	可燃(焼却)	クリーンセンター	焼却灰(埋立) 不燃物(埋立) 金属類(資源化)
				不燃(破碎)	清掃センター	
	越廼・清水			可燃(焼却)	鯖江クリーンセンター	
				不燃(破碎)		
動物の死体	全 域	自己搬入 申込収集	随 時	焼 却	クリーンセンター	納骨(埋立)

- 1 クリーンセンター : 福井市クリーンセンター
 2 鯖江クリーンセンター : 鯖江広域衛生施設組合鯖江クリーンセンター
 3 清掃センター : 福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センター

(5) ごみ処理経費

1トンあたりの収集・処分経費

(円/t)

区分 \ 年度		20	21	22	23	
全体		22,705	23,669	23,160	22,437	
	燃やせる ごみ	収集経費	18,368	19,032	18,984	18,871
		処分経費	6,959	7,243	7,085	6,995
	燃やせない ごみ	収集経費	11,409	11,789	11,899	11,876
		処分経費	37,996	38,655	32,890	29,107
	資源物	収集経費	7,486	6,082	5,333	5,237
		処分経費	30,510	32,573	27,557	23,870
		収集経費	35,193	38,793	38,646	36,107
		処分経費	28,358	30,413	30,562	28,744
		処分経費	6,835	8,380	8,084	7,363

1人あたりの収集運搬・処分経費

(円/人)

区分 \ 年度		20	21	22	23
合計		8,668	8,764	8,593	8,516
	収集経費	3,637	3,682	3,696	3,718
	処分経費	5,031	5,082	4,897	4,798

1世帯あたりの収集運搬・処分経費

(円/世帯)

区分 \ 年度		20	21	22	23
合計		24,629	24,864	24,155	23,730
	収集経費	10,333	10,446	10,389	10,360
	処分経費	14,296	14,418	13,766	13,370

10. ごみ質の分析 (福井市クリーンセンターにおける可燃性ごみの組成)

福井市クリーンセンターにおけるごみ質分析の結果は次のとおりとなっている。

平均値 (ドライベース) (%)

成分 \ 年度		19	20	21	22	23
可燃物	紙・セロハン	52.4	55.1	57.2	47.1	50.7
	木・竹・わら類	4.7	7.9	6.9	4.9	8.0
	繊維類	4.6	6.4	5.6	10.8	8.2
	厨芥類	10.0	8.8	7.8	7.5	7.5
	皮革・ゴム類	0.5	1.7	1.0	1.0	0.2
	雑物5mm以上	8.9	4.0	6.9	10.3	7.9
	小計 (%)	81.1	83.9	85.4	81.6	82.5
焼却不適物	ビニール・プラスチック類	11.4	11.2	10.2	11.5	11.1
	小計 (%)	11.4	11.2	10.2	11.5	11.1
不燃物	ガラス・石類 ・陶磁器類	0.8	0.7	0.5	0.6	1.2
	金属類	1.3	1.2	0.3	0.6	1.0
	雑物5mm以上	5.4	3.0	3.6	5.7	4.2
	小計 (%)	7.5	4.9	4.4	6.9	6.4

理化学的性状 (%)

項目 \ 年度	19	20	21	22	23
見かけ比重	0.17	0.21	0.21	0.19	0.20
水分 (%)	52.1	44.4	45.4	47.3	49.7
灰分 (%)	6.0	6.0	5.5	6.3	6.3
可燃分 (%)	41.9	49.6	49.1	46.4	44.0
推定低位発熱量 (J/kg)	6,578	8,220	8,111	7,550	7,041
熱灼減量 (%)	0.7	0.7	0.1	0.5	0.4

1 1 . ごみの削減、資源化

本市では、毎週水曜日を「資源物の日」とし、月1回の空きびん及び月2回の空き缶の収集に取り組んできた。

その後、容器包装リサイクル法の施行により、ペットボトルの収集、プラスチック製容器包装及びダンボール・紙製容器・紙パックの収集に取り組んでいる。また、平成21年4月からプラスチック製容器包装の毎週収集、さらに、平成22年7月から福井市全域で蛍光灯の収集を開始し、リサイクルを通じたごみ減量化の取組みにより資源化率の向上を目指している。

また、空きびん・空き缶の売却金については、売却金の一部を各自治会連合会が行っている環境活動の費用及び各自治会で管理をしているごみステーションの維持管理費用に還元している。

(1) 資源物

空きびん・空き缶

空きびんの実績

(t)

区分\年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
白びん	621.2	573.8	571.5	567.6	542.2
茶びん	541.0	502.9	493.9	509.3	475.0
青びん	167.4	158.5	160.5	162.2	169.1
黒びん	34.4	42.2	43.0	32.7	45.5
生びん	96.2	91.1	86.2	89.7	86.6
合計	1,460.2	1,368.5	1,355.1	1,361.5	1,318.4

空きびんの収集 ... 福井市全域(月1回収集)

空き缶の実績

(t)

区分\年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
スチール缶	395.9	355.0	336.5	311.6	290.5
アルミ缶	290.4	278.2	283.8	268.3	265.7
合計	686.3	633.2	620.3	579.9	556.2

空き缶の収集 ... 福井市全域(月2回収集)

その他資源物

(t)

区分 \ 年度		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
ペットボトル	福井市全域 (月1回収集)	297	281	291	309	285
プラスチック製 容器包装	福井市全域 (毎週1回収集)	743	693	1,548	1,716	1,759
ダンボール	福井市全域 (月1回収集)	989	974	1,001	981	944
紙製容器	福井市全域 (月1回収集)	312	283	258	270	247
紙パック	福井市全域 (月1回収集)	-	15	19	18	17
新聞・雑誌	福井市全域(H23~) (収集資源センターでの拠点回収)	越過 6	越過 4	-	-	8
乾電池	福井市全域 (月1回収集)	64	53	60	51	58
スプレー缶	福井市全域 (月2回収集)	8	7	5	5	4
蛍光灯	福井市全域 (2か月に1回収集)	越過・清水 2	越過・清水 2	越過・清水 1	15	20

ボタン型電池・充電電池の回収は行っていない。

古紙等集団資源回収

資源のリサイクルおよびごみの減量化による処理経費の軽減を図るため、奨励金を交付することにより、市内の地域住民で組織する各種団体による新聞・雑誌類の集団回収活動を促している。

なお、奨励金は、前期(1月から6月まで実施分)・後期(7月から12月まで実施分)の2回に分けて、収集量・実施回数に応じて交付している。

区分 \ 年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
新聞(t)	3,809	3,973	3,681	3,514	3,340
雑誌(t)	4,298	3,800	3,373	3,192	3,087
ダンボール(t)	23	-	-	-	-
紙パック(t)	-	3	4	3	3
合計(t)	8,130	7,776	7,058	6,709	6,430
団体登録数	303	304	306	309	309
奨励金(千円)	38,542	37,211	34,141	32,583	31,207

(2) 資源回収拠点事業

小売店における資源回収拠点事業

平成16年度にモデル事業として、市内小売店に資源回収拠点としての回収箱を設置してもらい、プラスチック製容器包装及び紙製容器の回収に取り組んだ。

なお、小売店が設置した回収ボックス、看板及び保管庫の設置に要した費用の一部を補助し、平成17年度からは、回収ボックスに排出された資源物の収集を市が行うこととした。

資源回収拠点：地区ごとの収集日まで待つことなく、いつでも誰もがプラスチック製容器包装等の資源物を分別排出できる場所として、回収ボックスを設置した小売店舗のこと。(スーパーなどの小売店が独自に取り組んでいた食品トレ、牛乳パックやペットボトルの回収ボックスを発展させたもの。)

〔平成23年度資源回収拠点協力店〕

協力店舗名	所在地
ハーツ 羽水店	木田3丁目2802
Aコープ 堀の宮店	堀の宮1丁目215
〃 やしろ店	淵2丁目1711
ハニー 麻生津店	今市町14-11-1
アル・プラザ ベル	花堂南2丁目16-1
ハーツ 学園店	学園2丁目9-22
くみあいマーケット東郷店	東郷二ヶ町34-27



〔回収時間〕

- ・店舗営業時間と同じ

〔回収品目〕

- ・プラスチック製容器包装

(k g)

年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
回収量	22,494	26,483	32,217	33,563	35,629

市有施設における資源回収拠点事業

平成23年4月1日より、収集資源センターに資源回収ボックスを設置し、資源物の拠点回収を実施している。

〔回収時間〕

- ・収集資源センターの開設時間と同じ

〔回収品目〕

- ・びん、缶、ペットボトル、蛍光灯、乾電池、古紙（ダンボール・紙製容器、新聞・チラシ、雑誌・本）

収集資源センター回収量(平成23年度)

(kg)

品目	びん	缶	ペット ボトル	蛍光灯	乾電池	古紙	合計
回収量	1,129	568	214	384	196	12,070	14,561

(3) 生ごみ

市有施設から排出される生ごみの堆肥化

食品リサイクル法の施行により、資源循環型社会の構築に向けた取組みを、平成14年度から市有施設（市立保育園、ふれ愛園、学校給食センター）で発生する食品残渣（生ごみ）を堆肥化する取組みを実施している。また、現在は42ある単独学校給食校（併設校があるため実施校数は37校）における食品残渣についても堆肥化に取り組んでいる。

なお、堆肥化の処理については、生ごみ処理自動車を導入した市内の事業者へ委託した。

(t)

区分 \ 年度	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
市立保育園	調理くず等	41.4	47.2	24.0	22.4	17.6
	食べ残し等			23.9	20.5	16.3
ふれ愛園	調理くず等	7.0	7.3	2.6	1.9	1.6
	食べ残し等			5.6	4.9	4.7
学校給食センター	調理くず等	117.9	118.4	65.2	58.3	64.3
	食べ残し等			75.7	61.4	56.3
単独給食校	調理くず等	100.4	98.8	69.6	68.5	63.1
	食べ残し等			27.2	23.0	20.4
小計	調理くず等	266.7	271.7	161.4	151.1	146.6
	食べ残し等			132.4	109.8	97.7
合計		266.7	271.7	293.8	260.9	244.3

(4) 意識啓発

普及啓発事業

ごみの正しい分別及び排出をしてもらうため、各地区の公民館等に職員が出向き、分別説明会を開催している。

また、ごみの出し方を分かりやすく説明したパンフレットを作成し、随時、配布している。



分別説明会の開催状況

(回)

年 度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
開催回数	26	161	60	54	19

そのほか、キャラクターヒーローに扮した「リサイクル戦隊 ワケルンジャー」のDVDの作成など、子供からお年寄りまで各年齢層に対し、正しいごみ分別の啓発に努めている。

まだまだ使えますコーナー



ごみとして出された不燃物・粗大ごみ等の中には、そのまま十分使えるものや、少し手を加えれば再利用可能なものが数多く含まれていることから、昭和57年6月から取り組んでいる「環境月間」の行事として、「物の大切さ、有効再利用の必要性」を啓蒙するため、これらのものを展示するとともに、抽選により無料で贈呈した。

さらに、平成13年度からは「福井市環境展」における展示コーナーの一部として「まだまだ使えますコ-ナ-」を設け、環境問題に関する啓発パネル等の展示と併せ、物の大切さ等の啓発に取り組んでいる。

(5) 指定ごみ袋

ごみ減量化と分別排出の徹底および限りある資源を有効に活用するため、市指定ごみ袋として所定のごみ袋を作成し、平成9年4月1日から完全実施した。また、平成16年4月からは家庭でのごみを分別しやすくするため、次の表のとおり「色別指定ごみ袋」の販売を開始し、現在、試行を行っている。

資源物《空き缶、ペットボトル）については、分別排出の促進と処理負担の軽減を図るために、透明又は半透明の袋を用いて排出することもできるとしている。

事業系一般廃棄物については、事業所用指定袋を利用し、ごみステーションの管理者（自治会等）の同意のうえで、1カ月250kg（50袋以内）以下に限り排出できる。

なお、事業者とは、会社、事務所、飲食店、旅館、店舗、自営業者などの、一般家庭以外の者である。

色別指定ごみ袋	種 類	印刷色	指定袋に入れるごみ	サイズ
	家庭用	緑	燃やせるごみ （燃やせないごみ、及び プラスチック製容器包装も可）	大・中・小
		青	燃やせないごみ	大・中
		オレンジ	プラスチック製容器包装	大・中
	事業所用	赤	燃やせるごみ 燃やせないごみ プラスチック製容器包装	大

指定袋の規格

項 目	仕様内容
材 質	高密度ポリエチレン
種類・透明度	透明度 半透明
	寸 法 大... 厚さ 0.03mm 縦 800mm 横 650mm
	中... 厚さ 0.03mm 縦 700mm 横 480mm
	小... 厚さ 0.03mm 縦 550mm 横 300mm/400mm

指定ごみ袋の使い方

自治会名、またはマンション名など必ず記入してください。

自治会未加入者は次のようにしてください。

例) 福井市大手3丁目10番1号 「大手3丁目」と記入してください。

1袋あたりの重さは、おおむね5kg以内としてください。

袋の口は、しっかり結んでください。

12. 美しいまちづくりのために

(1) あき地等の清潔保持

市街地を中心とするあき地等の清潔保持に関しては、法によりその所有者もしくは管理者が適切に行うこととなっているが、福井市では市民の迷惑を防止するため、福井市あき地等の清潔保持に関する条例（昭和52年制定）に基づき、当該あき地等の草刈り等を実施するよう指導・勧告を行っている。また、自らが実施できない者（個人）に対しては、草刈り委託業者の紹介を行っている。

私有あき地（指導・勧告件数） (件)

年 度	指 導	処 理		
	勧告	自己処理	未処理	処理割合
21年度	136	127	9	93.3%
22年度	158	137	21	86.7%
23年度	116	104	12	89.7%

公共等所有あき地

国、県、市およびその他の公共団体等所管のあき地（道路、河川、軌道敷地等を含む）等については、毎年必要に応じて草刈り等を実施するよう要請を行っている。

(2) 都市環境の美化

福井市では、都市環境の美化を図り市民の快適な生活を確保し、清潔で美しいまちをつくるため、「福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例」（平成8年12月25日）を制定した。

対 象 者

事業者 容器に収納する飲料やタバコ又はチューインガムを製造する製造者並びにこれらの商品を販売する販売者

市民等 福井市内に居住している人、勤務若しくは滞在者又は市内を通過する人

区 域 福井市全域

ポイ捨てはやめよう！
ふんの始末は飼い主が、責任をもって処分しましょう。
自動販売機には回収容器を設置しましょう。



重点区域

特に空き缶等の散乱及びふん害を防止する必要がある区域のことで、JR福井駅を含む駅周辺の区域が指定されている。

平成24年3月1日からは、この区域を拡大し、面積を従来の52.8haから73.3haとした。

なお、この重点区域内で条例に規定する行為を行った人に対しては、市長が勧告命令を行い、罰金、過料を科すことができる。

周囲総延長 5.2km
面積 73.3ha



(3) 動物(犬・猫等)死体処理

飼い犬・飼い猫等の死体については、収集・処分を有料で行っている。

(自己搬入の場合・・・945円/体、申込収集の場合・・・1,575円/体)

また、路上、空き地等に放置された野良犬・猫等の死体については、収集資源センターが市民からの連絡を受け、委託業者に収集を依頼している。回収された死体は、福井市クリーンセンターの動物用焼却炉にて焼却処分する。

(単位：体)

区分\年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
収集	1,721	1,768	1,839	1,689	1,556
持ち込み	549	488	519	492	514
保健所	391	319	349	384	202
鳥類他	607	1,186	1,391	1,513	1,193
合計	3,268	3,761	4,098	4,078	3,465

市による有害鳥獣駆除

(4) 野外焼却の指導

野外焼却については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第16条の2により、原則禁止されていることから、職員によるパトロールを行い、野外焼却の防止に向けた啓発に努めている。また、野外焼却の通報を受けた場合、職員が現場に行き直接指導を行っている。

(件)

年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
通報	30 (処理事件数)	20 (処理事件数)	35	31	47
指導			17	22	38
パトロール中の指導			18	4	2

20年度までは環境保全課への苦情数

13. 一般廃棄物の収集処理手数料

(1) 粗大ごみ以外の一般廃棄物

(福井市廃棄物処理及び清掃に関する条例第30条関係)

種 別	取 扱 区 分	単 位	金 額
し尿及び浄化槽汚泥	許可業者(法第7条第1項の許可を受けたものをいう。以下同じ。)が搬入する場合。	180リットルにつき	26.25円
飼い犬、飼い猫等の動物の死体	占有者等が自ら搬入する場合	犬、猫等1体につき	945円
	市が収集、運搬および処分をする場合		1,575円
その他の一般廃棄物	50キログラムを超える家庭系一般廃棄物を占有者等が自ら搬入する場合(許可業者に委託して搬入する場合を含む)	50キログラムを超える部分について10キログラムまでごとに(10キログラム未満の端数があるときはこれを四捨五入する)	21円
	事業者が自ら搬入する場合(許可業者に委託して搬入する場合を含む)	10キログラムまでごとに(10キログラム未満の端数があるときは、これを四捨五入する)	42円
	第21条第2項に規定する集積場へ搬出する場合	第21条第2項に規定する指定袋1枚につき	84円

福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センター(あわら市笹岡)は、別料金です。

(2) 粗大ごみ

(福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第10条別表第2による)

区 分	品 目		処分に関する手数料	収集、運搬及び処分に関する手数料	備 考
特 殊	タイヤ	タイヤのみ	210円	525円	
		ホイール付き	315円	630円	
	マットレス (スプリング入り)	ダブル・セミダブル	840円	1,890円	
		シングル	525円	1,365円	
大	木製ベッド(本体のみ。ただし、マットレスを含む場合は、収集運搬手数料は省く。) 応接用椅子(3人用) タンス 洋服タンス 夜具入れ 洗面台 化粧台 本箱 サイドボード げた箱 じゅうたん		262円	892円	おおむね縦、横及び高さの合計が300センチメートル

	流し台 机 テーブル 食器棚 健康器具 食器乾燥機 ステレオ 足踏台付ミシン			以上のもの
中	木製ベッド(本体のみ。ただし、マットレスを含む場合は、収集運搬手数料は省く。) 鉄製ベッド(本体のみ。ただし、マットレスを含む場合は、収集運搬手数料は省く。) 応接用椅子(1人又は2人用) タンス ふとん ステレオ 自転車 健康器具 机 畳 本箱 サイドボード げた箱 化粧台 洗面台 椅子 食器棚 卓上ミシン 流し台 じゅうたん テーブル ステレオ オルガン アコーディオンカーテン 車椅子 湯沸器 電子レンジ ブランコ カーペット ウインドファン(フロン入りを除く。)	210円	735円	おおむね縦、横及び高さの合計が150センチメートル以上300センチメートル未満のもの
小	毛布 カラーボックス こたつ板 ギター 衣装缶 換気扇 脚立 ゴルフ用具 編み機 クーラーボックス 三輪車 除湿機 照明器具 スーツケース 扇風機 掃除機 スピーカー 卓上ワープロ ビデオデッキ 一輪車 石油ストーブ スノーダンプ 波トタン(1枚) 波板(1枚) ガスレンジ	157円	577円	おおむね縦、横及び高さの合計が150センチメートル未満のもの

備考

- 1 この表以外の粗大ごみの手数料は、この表に準じた金額による。
- 2 この表の規定により、算出した粗大ごみの手数料の総額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数金額を切り捨てる。

14. 収集運搬業者

(1) 委託業者

《一般廃棄物》

(平成24年4月1日現在)

	業者名	住所	車両
福井区域	福井環境事業(株)	福井市角折町6-1	30台
	福井市環境事業共同企業体	福井市角折町6-1	11台
美山区域	(有)上田産業	福井市小宇坂島町5-11-1	2台
越廼区域	(有)越前公益	福井県丹生郡越前町四ツ杉79-7-1	2台
清水区域	(株)共和総合建設	福井市片山町61-17	2台
	丹生建設工業(株)	福井市甕谷町44-1	2台
合計			49台

《資源ごみ(ダンボール・紙製容器・紙パック)》

(平成24年4月1日現在)

業者名	住所	車両
福井市古紙等リサイクル協同組合	福井市乾徳3-5-14	19台

(2) 許可業者

《一般廃棄物の収集運搬》

営業区域が福井市の業者のみ

(平成24年4月1日現在)

業者名	住所	車両	営業区域	許可内容	備考
福井環境事業(株)	福井市角折町6-1	24台	福井市全域	ごみ・家電	
(株)相互環境公社	福井市角折町6-1	3台	〃	ごみ	
(有)宮下ビル管理	福井市大宮3丁目15-26	2台	福井区域	ごみ	
(株)クリンマスター	福井市上森田1丁目309	7台	福井市全域	ごみ・家電	
(有)北陸精巧舎	福井市江守中町8-8-13	2台	福井・清水区域	ごみ	
(株)矢部商店	福井市南江守町2-61-1	2台	福井市全域	魚腸骨残渣	
ちきゅう未来(株)	福井市北四ツ居2-13-3	5台	〃	剪定枝	
日本通運(株)福井支店	福井市重立町22-1	9台	〃	家電	
ナック(株)	越前市家久町63-11-1	3台	〃	木屑・剪定屑	
(株)北陸環境サービス	福井市三郎丸1丁目207	6台	〃	木屑・草	
エス・イ・コンサル(株)	福井市西下野町12-4	2台	〃	刈草・剪定枝	
福井日通運輸(株)	福井市重立町22-5	7台	〃	家電	
(有)越前公益	越前町四ツ杉79-7-1	6台	越廼区域	ごみ・家電	
丹生建設工業(株)	福井市甕谷町44-1	2台	清水区域	ごみ	
(株)クリーン丹南	越前町下系生136-10	5台	福井・清水区域	ごみ・家電	
(株)共和総合建設	福井市片山町61-17	3台	清水区域	ごみ	
(株)公益センター	鯖江市上鯖江1丁目10-43	2台	福井・越廼・清水区域	ごみ	

(有)ニュークリーン公社	越前町下糸生 132 - 4 - 5	2 台	福井市全域	ごみ・家電
(有)ニューチップ運送	越前町織田 7 - 13 - 1	11 台	"	木屑
(有)上村商店	あわら市大溝 3 丁目 5 - 13	2 台	"	家電
(有)上田産業	福井市小宇坂島町 5 - 11 - 1	1 台	福井・美山区域	ごみ
(有)大橋商店	永平寺町松岡葵 1 丁目 96	2 台	福井市全域	家電
リサイクル・山澤	福井市八重巻町 31 - 33	2 台	"	家電
(株)ピーディ	福井市若栄町 202	5 台	"	家電
(株)宇野組	福井市南宮地町 14 - 11	2 台	特定事業所	木屑・草
シゲヒサ電器	福井市殿下町 41 - 70	1 台	福井市全域	家電
(有)春江クリーン社	坂井市春江町針原 56 - 4 - 5	2 台	"	家電
波寄造園土木(株)	福井市波寄町 37 - 82	3 台	"	剪定枝・草
(株)ピコー	福井市梅野町 20 - 10	8 台	"	家電
(株)アイシー物流	福井市寺前町 18 - 12	4 台	"	家電・不要家具
(特非)福井県セルフ振興センター	福井市光陽 2 - 3 - 22	6 台	特定事業所	ペットボトル
台東運輸(株)	福井市上中町 25 - 8 - 1	3 台	福井市全域	家電
(株)アイワン	福井市御幸 4 丁目 20-18	1 台	福井市全域	家電
(株)エコロジス	福井市二日市町 20 - 12	6 台	"	木くず
(株)ナマズ	福井市森行町 28 - 12	1 台	"	家電
(有)コーフク商運	帆谷町 28 - 2 - 40	2 台	"	家電

《一般廃棄物の処分業》

(平成24年4月1日現在)

業者名	住所	営業区域	許可内容	備考
福井環境事業(株)	福井市角折町 6 - 1	福井市全域	食品生ごみ	
福井環境事業(株)	福井市角折町 6 - 1	"	プラスチック製容器包装	
ちきゅう未来(株)	福井市北四ツ居 2 - 13 - 3	"	剪定枝	
(有)フクセイ	福井市久喜津町 50 - 24	"	木屑・草	
(株)エコ・クリーン	福井市二日市町 20 - 12	"	プラスチック製容器包装	
エス・イ・コンサル(株)	福井市西下野町 12 - 4	"	剪定枝・草	
(株)エコシステム	福井市二日市町 20-12	"	木くず	
(株)クリンマスター	福井市上森田 1-309	"	ペットボトル	

15 . 清掃関係の法令及び例規

環境基本法（平成5年11月19日）

└─ 循環型社会形成推進基本法（平成12年6月2日）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日）

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年4月26日）

- └─ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年6月16日）
- └─ 特定家庭用機器再商品化法（平成10年6月5日）
- └─ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年5月31日）
- └─ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年6月7日）
- └─ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年7月12日）

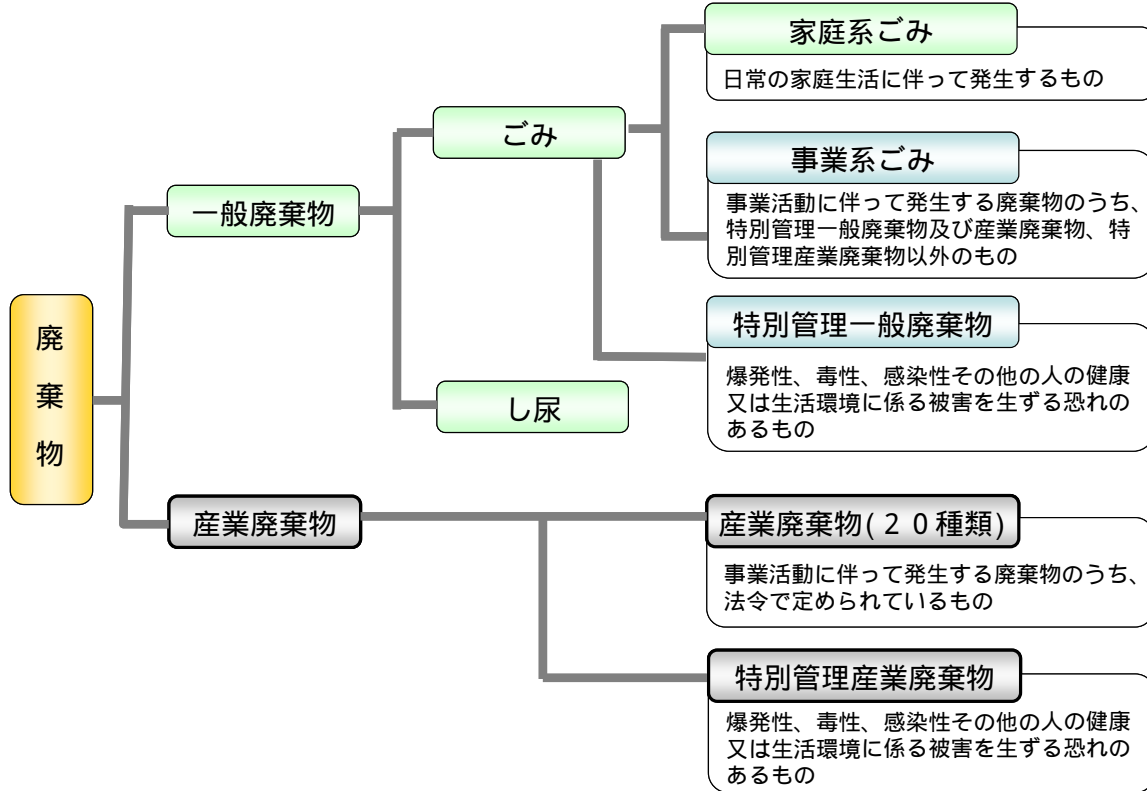
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年5月31日）

ダイオキシン類対策特別措置法

- ・ 福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成8年6月28日）
- ・ 福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成8年9月27日）
- ・ 福井市指定袋による事業系一般廃棄物処理手数料の徴収に関する規則（平成8年9月27日）
- ・ 福井市指定ごみ袋の規格等に関する要綱（平成8年9月27日）
- ・ 福井市あき地等の清掃保持に関する条例（昭和52年3月29日）
- ・ 福井市あき地等の清掃保持に関する条例施行規則（昭和52年3月31日）
- ・ 福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例（平成8年12月25日）
- ・ 福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例施行規則（平成9年6月16日）
- ・ 福井市ごみステーション設置補助金及び地域リサイクル推進美化協力金交付要綱（昭和59年12月18日）
- ・ 福井市古紙等回収奨励金交付要綱（平成3年4月1日）
- ・ 福井市古紙等回収事業緊急対策補助金交付要綱（平成3年4月1日）
- ・ 福井市環境美化地区推進員設置要綱（昭和63年7月8日）
- ・ 福井市ごみ集積所の設置に関する要綱（平成6年8月1日）
- ・ 福井市資源回収拠点拡大事業補助金交付要綱（平成17年4月1日）

16 . 廃棄物の分類

廃棄物体系図



分類	種類	内 容	
一般廃棄物		ごみ、粗大ごみ、し尿及びし尿浄化槽に係る汚泥	
特別管理一般廃棄物		P C B を使用した部品、ばいじん、感染性一般廃棄物	
産業廃棄物	あらゆる事業活動に伴うもの	1. 燃えがら	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃掃出物、その他の焼却残渣
		2. 汚 で い	工場排水等処理汚泥、各種製造業の製造工程で生じる泥状物、活性汚泥法による余剰汚泥、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工業の排水処理汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、赤泥、炭酸カルシウムかすなど。
		3. 廃 油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチ、タンクスラッジ、硫酸ピッチ
		4. 廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など、全ての酸性廃液
		5. 廃アルカリ	廃ソーダ液、写真現像廃液、金属せっけん液など、全てのアルカリ性廃液
		6. 廃プラスチック	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくずなど、固形状及び液状のすべての合成高分子系化合物、廃タイヤ（合成ゴム）
		7. ゴムくず	天然ゴムくず
		8. 金属くず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
		9. ガラスくず及び陶磁器くず	ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くずなど
		10. 鉱さい	高炉・平炉・電気炉などの残渣、キューポラのノロ、ボタ、不良鉱石、不良石炭、粉炭かすなど

産業廃棄物		11.がれき類	工作物の除去にともなって生ずるコンクリートの破片、レンガの破片その他これに類する不要物
		12.ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設又は汚でい、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類の焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
	特定の事業活動に伴うもの	13.紙くず	建設業、パルプ、紙又は紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業から生ずる紙くず
		14.木くず	建設業、木材又は木製品製造業(家具製造業を含む)、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業から生ずる木材片等並びに貨物の流通のために使用したパレットなど
		15.繊維くず	建設業、繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。)から生ずる木綿くず、羊毛くずなどの天然繊維くず
		16.動植物性残渣	食品製造業、医薬品製造業、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚・獣のあらなど
		17.動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥
		18.家畜ふん尿	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどのふん尿
		19.家畜の死体	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどの死体
		20.その他	以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの
	特別管理産業廃棄物	廃油	揮発油類、灯油類、軽油類の燃えやすい(引火点が70未満)廃油
		廃酸・廃アルカリ	pH2.0以下の酸性廃液、pH12.5以上のアルカリ性廃液
		感染性産業廃棄物	感染性病原体を含むか、そのおそれのある産業廃棄物(血液の付着した注射針、メス、採血管など)
		廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油
		PCB汚染物	PCBが染み込んだ汚泥、PCBが塗布若しくは染み込んだ紙くず、PCBが染み込んだ木くず、若しくは繊維くず、又はPCBが付着若しくは封入された廃プラスチック類や金属くず、PCBが付着した陶磁器くずやがれき類
		PCB処理物	廃PCB等またはPCB汚染物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る)
		廃石綿等	建築物から除去した飛散性の吹き付け石綿・石綿含有保温材、及びその除去工事から排出されるプラスチックシートなどで、石綿が付着しているおそれのあるもの 大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業所の集じん施設で集められたものなど
	有害産業廃棄物	有害物質(水銀、カドミウム、鉛、有機リン化合物、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、又はその化合物、ダイオキシン類)を基準値を超えて含む、汚泥、鉱さい、廃油、廃酸、廃アルカリ、燃え殻、ばいじんなど	

17. 一般廃棄物処理計画

福井市一般廃棄物処理実施計画

1 実施期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

2 処理区域

処理区域は、福井市の全区域（以下「福井市全域」という。）を対象とし、計画は、平成18年2月1日の美山町、越廼村及び清水町の編入前における福井市の区域（以下「福井区域」という。）、美山町の区域（以下「美山区域」という。）、越廼村の区域（以下「越廼区域」という。）及び清水町の区域（以下「清水区域」という。）ごとに定める。

3 分別

福井市における廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する一般廃棄物（以下「一般廃棄物」という。）の分別の区分及び種類については、次のとおりとする。

区 分	種 類
1 燃やせるごみ	
2 燃やせないごみ	
3 資源ごみ	プラスチック製容器包装、缶類、びん類、ペットボトル、ダンボール、紙製容器包装、紙パック、新聞及び雑誌
4 特殊ごみ	乾電池
5 有害ごみ	スプレー缶及び蛍光灯
6 粗大ごみ	燃やせる粗大ごみ及び燃やせない粗大ごみ

4 処理方法

一般廃棄物は、次の各号により、その全量を福井市、福井坂井地区広域市町村圏事務組合（以下「広域圏」という。）及び鯖江広域衛生施設組合（以下「鯖江広域」という。）において処理する。

(1) 家庭から排出される一般廃棄物について

福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成8年福井市条例第19号。以下「条例」という。）第2条第2項第4号に規定する家庭系一般廃棄物（以下「家庭系一般廃棄物」という。）のうち、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみ、特殊ごみ及び有害ごみの5種類については、市長が指定する曜日に、次の表に定める搬出の方法により、規則第8条第1項第1号に規定する集積所（以下「ステーション」という。）に搬出するものとし、市及び市長が委託した事業者（以下「市等」という。）が収集する。ただし、資源ごみ、特殊ごみ及び有害ごみ（スプレー缶を除く。）については、市長が指定する資源回収拠点施設に搬入することができる。これらの一般廃棄物について、2に規定する各区域ごとに指定された中間処理主体（廃棄物を発生から最終処分（埋立処分、海洋投入処分又は再生をいう。）までの一連の処理の行程の途中において廃棄物を処分する主体をいう。以下同じ。）が処理する。

区分及び種類	搬出の方法		
	福井区域	美山区域	越廼・清水区域
燃やせるごみ	規則別表第1の1に定める袋（以下「家庭系指定袋」という。）を使用する。		
燃やせないごみ		家庭系指定袋を使用する。	ステーションに設置される回収専用容器（以下「コンテナ」という。）に搬出する。
	ライター	家庭系指定袋又は家庭系指定袋以外の透明若しくは半透明の袋を使用する。	
資源ごみ	プラスチック製容器包装	家庭系指定袋を使用する。	
	缶類及びペットボトル	家庭系指定袋又は家庭系指定袋以外の透明若しくは半透明の袋を使用する。	
	びん類	ステーションに設置されるコンテナに搬出する。	
	ダンボール、紙製容器包装及び紙パック	紙ひもにより結束し、又は紙袋に入れる。	
特殊ごみ	乾電池	家庭系指定袋又は家庭系指定袋以外の透明若しくは半透明の袋を使用する。	ステーションに設置されるコンテナに搬出する。 家庭系指定袋又は家庭系指定袋以外の透明若しくは半透明の袋を使用する。
有害ごみ	スプレー缶	家庭系指定袋又は家庭系指定袋以外の透明若しくは半透明の袋を使用する。	ステーションに設置されるコンテナに搬出する。
	蛍光灯	ステーションに設置されるコンテナに搬出する。	

家庭系一般廃棄物のうち、粗大ごみについては、排出者自らが市長の指定する中間処理主体へ搬入し、又は市等が排出者からの申込みにより収集し、処理する。

(2) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物について

条例第2条第2項第5号に規定する事業系一般廃棄物（以下「事業系廃棄物」という。）については、排出事業者の責務において自ら市長の指定する中間処理主体へ搬入し、又は排出事業者自らが法第6条の2第6項の規定に基づき、法第7条第12項に規定する一般廃棄物収集運搬業者（以下「許可業者」という。）に収集及び運搬を委託する方法により処理しなければならない。ただし、排出量が1月当たりおおむね250キログラム以下で、当該ステーションを管理する者の同意を得た事業所に限り、規則別表第1の2に定める袋（以下「事業系指定袋」という。）を使用する方法で処理することができるものとする。

(3) し尿等について

し尿及び浄化槽清掃汚泥については、排出者からの申込みにより許可業者が収集し、処理する。

(4) 犬・猫等の死体について

犬・猫等の死体については、占有者又は管理者が自ら市長の指定する処理施設へ搬入し、又は市等が占有者又は管理者からの申込みにより収集し、処理する。

(5) 適正処理困難物及び排出禁止物について

条例第20条第1項に規定する適正処理困難物及び条例第22条第1項第1号から第6号までに規定する排出禁止物については、排出者の責任において自らが適正に処理するものとし、市長は、適正処理困難物及び排出禁止物について、当該製品等を製造、加工、販売等を行う事業者に対し回収等の措置を講ずるよう要請するものとする。

5 再資源化

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）及び使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）の規定の対象となる廃棄物については、再資源化を促進するための各基本方針に従い、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図ることにより対象となるものの再資源化に努めるよう啓発を行うものとする。

6 処理計画

(1) ごみ処理実施計画

ア 種類別排出量

(単位：トン)

処理区域 分別の種類		福井区域	美山区域	越廼区域	清水区域	処理計画量	
		家庭系	42,099	505	313	1,595	44,512
焼却等処理	燃やせるごみ	事業系	30,229	71	74	748	31,122
		計	72,328	576	387	2,343	75,634
		家庭系	8,504	119	21	316	8,960
再資源化	燃やせないごみ	事業系	2,276	1	7	51	2,335
		計	10,780	120	28	368	11,295
		【A】 + 小計	83,108	696	415	2,710	86,929
再資源化	資源ごみ	プラスチック製容器包装	1,772	37	6	45	1,860
		缶類	508	11	7	45	553
		びん類	1,379	26	9	57	1,471
		ペットボトル	273	7	2	11	293
		ダンボール・紙製容器包装	1,214	23	9	35	1,281

	紙パック	17	0	0	1	18
	新聞・雑誌	7	0	0	0	7
資源ごみ小計		5,170	104	33	176	5,483
特殊ごみ	乾電池	51	1	1	2	55
有害ごみ	スプレー缶	1	1	1	2	5
	蛍光灯	18	0	0	1	19
有害ごみ 小計		19	1	1	3	24
古紙等集団資源回収		6,578	123	42	270	7,013
古紙等店頭回収		1,801	33	11	74	1,919
資源化量小計 (+ + + +)		13,619	262	88	525	14,494
処理過程における資源化量		2,047	38	13	84	2,182
【B】再資源化量合計 (+ + + + +)		15,666	300	101	609	16,676
【C】総排出量 (【A】 + 【B】 -)		96,727	858	503	3,235	101,423
資源化率【B】÷【C】×100		16.2%	31.3%	20.1%	18.8%	16.4%

それぞれのごみの排出量について、「0」と表記されているものは、排出されているものの、その量が500キログラムに満たないものである。

イ ごみの排出抑制及び分別排出徹底の方策

発生抑制の取組

- ・ “もったいない”の心を持った「循環型都市ふくい」の創造を目指し、環境への負荷が少ない社会づくりの推進
- ・ 市民、市民組織、事業者及び行政による3Rの推進
- ・ 事業所等に対する説明会の開催
- ・ 生ごみの堆肥化の推進

分別排出徹底の取組

- ・ ごみの組成調査事業の継続
- ・ 資源回収拠点の拡大
- ・ 許可業者との連携による事業所等への分別排出の依頼
- ・ 許可業者のごみ搬入に対する取締りの強化
- ・ 自治会未加入者等に対するごみカレンダー等の配布

- ・共同住宅等管理関係会社に対する分別排出協力依頼
- ・集団資源回収登録団体に対する活動拡大の依頼
- ・新たに集団資源回収登録団体に登録されたもの又は既に集団資源回収登録団体に登録されている団体であって集団資源回収の実施回数を増加したものに対する支援

ごみの削減・リサイクルに関する意識啓発

- ・市政広報、ケーブルテレビ等の活用
- ・分別知識向上のための説明会及び啓発講座の開催
- ・手引書の配布等による事業者等への情報提供の充実
- ・事業者等に対する分別意欲の向上につながる取組の実施
- ・まだまだ使えますコーナーの開催
- ・環境美化地区推進員による地元各種団体に対する説明会の開催

福井市廃棄物減量等推進会議の設置

ウ 収集・運搬計画

燃やせるごみ、資源ごみ（プラスチック製容器包装、ダンボール、紙製容器包装及び紙パックを除く。）及び特殊ごみの収集日が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日であるとき、又は全てのごみの収集日が、12月29日から1月3日であるときは、福井区域、美山区域、越廼区域及び清水区域において、別に市長が必要と認める日を除き、ごみの収集を休止する。

各区域におけるごみ種類別の収集回数及び地区は、次のとおりとする。なお、家庭系指定袋及び事業系指定袋による排出の時の袋の重量は、規則第7条第1項第2号に規定する重量とする。

福井区域

種類	収集回数	地区	収集方法など	
燃やせるごみ	週6回以内	中央1丁目及び大手2丁目の一部	<ul style="list-style-type: none"> ・指定袋 ・ステーション方式 	
	週2回以内 (指定曜日)	その他の地区		
燃やせないごみ	月2回以内 (第1及び第3又は第2及び第4指定曜日)	全地区	<ul style="list-style-type: none"> ・指定袋 ・ステーション方式 	
			<ul style="list-style-type: none"> ・ライター ・透明又は半透明の袋 ・ステーション方式 	
資源ごみ	プラスチック製容器包装	毎週 (指定曜日)	全地区	<ul style="list-style-type: none"> ・指定袋 ・ステーション方式
		週2回以内 (指定曜日)	指定場所	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が設置する回収拠点方式(別途、市長が指定)
	缶類	月2回以内 (指定水曜日)	全地区	<ul style="list-style-type: none"> ・指定袋などの透明又は半透明の袋 ・ステーション方式
	びん類	月1回以内 (指定水曜日)		<ul style="list-style-type: none"> ・コンテナ ・ステーション方式
	ペットボトル			<ul style="list-style-type: none"> ・指定袋などの透明又は半透明の袋 ・ステーション方式

	ダンボール・紙製容器包装			・紙ひもにより結束し、又は紙袋に入れる。
	紙パック			・ステーション方式
特殊ごみ	乾電池	月1回以内 (指定水曜日)	全地区	・透明又は半透明の袋 ・ステーション方式 (びん類収集日)
有害ごみ	スプレー缶	月2回以内 (第1及び第3又は第2及び第4指定曜日)	全地区	・透明又は半透明の袋 ・ステーション方式 (燃やせないごみ収集日)
	蛍光灯	年6回以内 (奇数月又は偶数月の指定水曜日)	全地区	・コンテナ ・ステーション方式
粗大ごみ		無	全地区	・排出者自らによる搬入 ・申込みによる戸別収集
一時的多量ごみ				・排出者自らによる搬入
犬・猫等の死体		無	全地区	・占有者又は管理者自らによる搬入 ・申込みにより市が収集
事業活動に伴って生ずるごみ		無	全地区	4処理方法(2)事業活動に伴って排出される一般廃棄物についてを参照

足谷町、奥平町、柿谷町、清水平町、猫瀬町、東平町及び宮郷町は臨時収集地区とし、中平町、足羽上町及び小山谷町は週1回収集地区とする。

美山区域

種類	収集回数	地区	収集方法など
燃やせるごみ	週2回以内 (火・金曜日)	全地区	・指定袋 ・ステーション方式
燃やせないごみ	月2回以内 (第2及び第4木曜日) 1	全地区	・指定袋 ・ステーション方式
			・透明又は半透明の袋 ・ステーション方式
資源ごみ	プラスチック製容器包装	毎週 (月曜日)	・指定袋 ・ステーション方式
	缶類	月2回以内 (第1及び第3水曜日)	・指定袋などの透明又は半透明の袋 ・ステーション方式
	びん類	月1回以内 (第4水曜日) 2	・コンテナ ・ステーション方式
	ペットボトル	月1回以内 (第2水曜日)	・指定袋などの透明又は半透明の袋 ・ステーション方式
	ダンボール・紙製容器包装、紙パック	月1回以内 (第3水曜日)	・紙ひもにより結束し、又は紙袋に入れる。 ・ステーション方式

特殊ごみ	乾電池	月1回以内 (第4水曜日)	全地区	・コンテナ ・ステーション方式 (びん類収集日)
有害ごみ	スプレー缶	月2回以内 (第2及び第4木曜日)	全地区	・透明又は半透明の袋 ・ステーション方式 (燃やせないごみ収集日)
	蛍光灯	年6回以内 (奇数月の第4水曜日)		・コンテナ ・ステーション方式
粗大ごみ		無	全地区	・排出者自らによる搬入 ・申込みによる戸別収集
一時的多量ごみ				・排出者自らによる搬入
	犬・猫等の死体	無	全地区	・占有者又は管理者自らによる搬入 ・申込みにより市が収集
	事業活動に伴って生ずるごみ	無	全地区	4処理方法(2)事業活動に伴って排出される一般廃棄物についてを参照

- 1 1月及び2月の燃やせないごみの収集については、下宇坂及び芦見地区は、第1及び第3木曜日とする。
- 2 びん類については1月及び2月の収集は休止とし、蛍光灯については1月の収集を休止とする。

越廼・清水区域

種類	越廼区域		清水区域		収集方法など
	収集回数	地区	収集回数	地区	
燃やせるごみ	週2回以内(火・金曜日)	全地区	週2回以内(火・金曜日)	全地区	・指定袋 ・ステーション方式
燃やせないごみ	月2回以内(第2及び第4木曜日)	全地区	月2回以内(第2及び第4木曜日)	全地区	・コンテナ ・ステーション方式
資源ごみ	プラスチック製容器包装	毎週(月曜日)	毎週(月曜日)	全地区	・指定袋 ・ステーション方式
	缶類	月2回以内(第1及び第3水曜日)	月2回以内(第1及び第3水曜日)		・指定袋などの透明又は半透明の袋 ・ステーション方式
	びん類	月1回以内(第2水曜日)	月1回以内(指定水曜日)		・コンテナ ・ステーション方式
	ペットボトル	月1回以内(第4水曜日)	月1回以内(指定水曜日)		・指定袋などの透明又は半透明の袋 ・ステーション方式
	ダンボール・紙製容器包装	月1回以内(第3水曜日)	月1回以内(第3水曜日)		・紙ひもにより結束し、又は紙袋に入れる。
	紙パック				・ステーション方式

特殊ごみ	乾電池	月1回以内(第2水曜日)	全地区	月1回以内(指定水曜日)	全地区	・コンテナ ・ステーション方式
有害ごみ	スプレー缶	月2回以内(第2及び第4木曜日)	全地区	月2回以内(第2及び第4木曜日)	全地区	・コンテナ ・ステーション方式(燃やせないごみ収集日)
	蛍光灯	月1回以内(第4木曜日)		月1回以内(第4木曜日)		
粗大ごみ		無	全地区	無	全地区	・排出者自らによる搬入 ・申込みによる戸別収集
一時的多量ごみ						・排出者自らが搬入
犬・猫等の死体		無	全地区	無	全地区	・排出者自らによる搬入 ・申込みによる戸別収集
事業活動に伴って生ずるごみ		無	全地区	無	全地区	4処理方法(2)事業活動に伴って排出される一般廃棄物について参照

赤坂町の燃やせるごみは、毎週火曜日の週1回収集とする。

エ 中間処理計画

ごみ種類別の処理方法、処理主体及び処理区域については、次のとおりとする。

種類	処理方法	処理主体	処理区域
燃やせるごみ	焼却	クリーンセンター	福井・美山区域
		鯖江広域	越廼・清水区域
燃やせないごみ	破碎・焼却	広域圏	福井・美山区域
		鯖江広域	越廼・清水区域
資源ごみ	プラスチック製容器包装	市(民間委託)	福井市全域
	缶類		
	びん類		
	ペットボトル		
	ダンボール・紙製容器包装		
	紙パック		
	新聞・雑誌		
特殊ごみ	乾電池	広域圏	福井市全域
有害ごみ	スプレー缶	広域圏	福井・美山区域
		鯖江広域	越廼・清水区域
	蛍光灯	広域圏	福井・美山区域
		鯖江広域	越廼・清水区域

燃やせる粗大ごみ	破碎・焼却	クリーンセンター	福井市全域
		広域圏	福井・美山区域
		鯖江広域	越廼・清水区域
燃やせない粗大ごみ	破碎	広域圏	福井・美山区域
		鯖江広域	越廼・清水区域
犬・猫等の死体	焼却	クリーンセンター	福井市全域

オ 資源化処理計画

資源化のためのごみ種類別の処理方法、処理主体及び区域については、次のとおりとする。

種 類	処理方法	処理主体 (委託先)	区 域
ダンボール等	引取り	市(民間)	福井市全域
金属類	売却	市(民間)	福井市全域
		広域圏(民間)	福井・美山区域
		鯖江広域(民間)	越廼・清水区域
資源 ごみ	委託 (再資源化)	市(指定法人)	福井市全域
		売却	
	缶類	市(民間)	
	びん類		
	ペットボトル		
	ダンボール・ 紙製容器包装		
	紙パック		
新聞・雑誌	引取り		
特殊 ごみ	委託 (再資源化)	市(民間)	福井市全域
有害 ごみ	委託 (再資源化)	市(民間)	福井市全域
	蛍光灯		

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第21条第1項の規定により指定された法人

カ 最終処分計画

ごみ種類別の処分方法、処分主体及び区域については、次のとおりとする。

種 類	処分方法	処分主体(処分先)	区 域
燃やせるごみ・燃やせる粗 大ごみの焼却灰	埋立て	市(県外処分場:委託)	福井市全域
		鯖江広域(自処分場)	越廼・清水区域

燃やせないごみ・燃やせない粗大ごみの破碎選別処理後の不燃残渣	埋立て	広域圏（自処分場）	福井・美山区域
		鯖江広域（自処分場）	越廼・清水区域

キ 収集運搬業の許可事業者、許可区域及び限定項目については、次のとおりとする。

名称	所在地	許可区域	限定項目
福井環境事業(株)	福井市角折町第6号1番地	福井市全域	一般廃棄物(ごみ) 特別管理一般廃棄物 その他(特定家電)
(株)相互環境公社	福井市角折町第6号1番地	福井市全域	一般廃棄物(ごみ) 特別管理一般廃棄物
(有)宮下ビル管理	福井市大宮3丁目15番26号	福井区域	一般廃棄物(ごみ)
(株)クリンマスター	福井市上森田1丁目309番地	福井市全域	一般廃棄物(ごみ) その他(特定家電)
(有)北陸精巧舎	福井市江守中町第8号8番地13	福井・清水区域	一般廃棄物(ごみ)
(株)矢部商店	福井市南江守町第2号61番地1	福井市全域	その他(魚腸骨)
ちきゅう未来(株)	福井市北四ツ居2丁目13番3号	福井市全域	その他(せん定枝)
日本通運(株)福井支店	福井市重立町第22号1番地	福井市全域	その他(特定家電)
(株)ナック	越前市家久町第63号11番地11	福井市全域	その他(せん定枝)
(株)北陸環境サービス	福井市三郎丸1丁目207番地	福井市全域	その他(せん定枝)
エス・イ・コンサル(株)	福井市西下野町第12号4番地	福井市全域	その他(刈り草・せん定枝)
福井日通運輸(株)	福井市重立町第22号5番地	福井市全域	その他(特定家電)
(有)越前公益	越前町四ツ杉第79号7番地1	越廼区域	一般廃棄物(ごみ) その他(特定家電)
丹生建設工業(株)	福井市甕谷町第44号1番地	清水区域	一般廃棄物(ごみ)
(株)クリーン丹南	越前町下糸生第136号10番地	福井・清水区域	一般廃棄物(ごみ) その他(特定家電)
(株)共和総合建設	福井市片山町第61号17番地	清水区域	一般廃棄物(ごみ)
(株)公益センター	鯖江市上鯖江1丁目10番地43	福井・越廼・清水区域	一般廃棄物(ごみ)
(有)ニュークリーン公社	越前町下糸生第132号4番地5	福井市全域	一般廃棄物(ごみ) その他(特定家電)
(有)ニューチップ運送	越前町織田第7号13番地1	福井市全域	その他(木くず)

(有)上村商店	あわら市大溝3丁目5番13号	福井市全域	その他(特定家電)
(有)上田産業	福井市小宇坂町第61号17番地	福井・美山区域	一般廃棄物(ごみ)
(有)大橋商店	永平寺町松岡葵1丁目96番地	福井市全域	その他(特定家電)
リサイクル・山澤	福井市八重巻町第31号33番地	福井市全域	その他(特定家電)
(株)ピーディ	福井市若栄町202番地	福井市全域	その他(特定家電)
(株)宇野組	福井市南宮地町第14号11番地	特定事業所	その他(刈り草・木くず)
シゲヒサ電器	福井市殿下町第41号70番地	福井市全域	その他(特定家電)
(有)春江クリーン社	坂井市春江町針原第56号4番地5	福井市全域	その他(特定家電)
波寄造園土木(株)	福井市波寄町第37号82番地	福井市全域	その他(刈り草・せん定枝)
(株)ピコー	福井市梅野町第20号10番地	福井市全域	その他(特定家電)
(株)アイシー物流	福井市寺前町第18号12番地	福井市全域	その他(特定家電・不要家具類)
(特非)福井県セルブ振興センター	福井市光陽2丁目3番22号	特定事業所	その他(ペットボトル)
台東運輸(株)	福井市上中町第25号8番地1	福井市全域	その他(特定家電)
(株)アイワン	福井市御幸4丁目20番18号	福井市全域	その他(特定家電)
(株)エコロジス	福井市二日市町第20号12番地	福井市全域	その他(木くず)
(株)ナマズ	福井市森行町第28号12番地	福井市全域	その他(特定家電)
(有)コーフク商運	福井市帆谷町第28号2番地40	福井市全域	その他(特定家電)
その他運搬許可の市外搬入業者 29社			その他(特定家電)

特定家電とは、特定家庭用機器再商品化法第2条第4項の特定家庭用機器をいう。

ク 処分業の許可事業者、取り扱う一般廃棄物の種類及び処理方式については次のとおりとする。

名称	所在地	取り扱う一般廃棄物の種類	処理方式
福井環境事業(株)	福井市角折町第6号1番地	食品生ごみ	車載型生ごみ処理装置
		プラスチック製容器包装	破砕

ちきゅう未来(株)	福井市北四ツ居2丁目13番3号	木くず・草	破碎
(有)フクセイ	福井市久喜津町第50号24番地	木くず・草	破碎
(株)エコクリーン	福井市二日市町第20号12番地	プラスチック製容器包装	破碎、固形燃料化
エス・イ・コンサル(株)	福井市西下野町第12号4番地	せん定枝・草	破碎
(株)エコシステム	福井市二日市町第20号12番地	木くず	破碎
(株)クリンマスター	福井市上森田1丁目309番地	ペットボトル	圧縮

(2) し尿処理実施計画

ア 種類別排出量 (単位 キロリットル)

	し尿	浄化槽清掃汚泥	合計
総排出量	3,541	36,673	40,214

イ 収集運搬計画

し尿及び浄化槽清掃汚泥は、排出者からの申込みにより許可業者が収集運搬する。

ウ 収集区域の範囲

福井市全域とする。

エ 中間処理計画

区域	搬入先	処理場所
福井市全域	福井市し尿投入所	日野川浄化センター

オ 許可業者(法第7条第1項関係)

名称	所在地	許可区域
福井環境事業(株)	福井市角折町第6号1番地	福井区域・美山区域
(株)相互環境公社	福井市角折町第6号1番地	福井区域
(有)ニュークリーン公社	越前町下糸生第132号4番地5	清水区域・越廼区域

18 . 清掃行政の歩み

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
明治 22年	4/1 市制施行 (4.43k m ² 、人口 39,863 人) 第二科衛生係として発足		
33年	「汚物掃除法」	明里焼却場建設	
34年	春・秋両季の大掃除開始		
35年	第二科汚物掃除係と改称 汚物掃除法に基づく清掃監視事務 開始 掃除監督長(助役兼掌) 1名 掃除監督 1名 掃除巡視 4名		公衆便所 48ヶ所
36年			公衆便所 50ヶ所 糞尿汲取掃除請負者 32名
37年			公衆便所 50ヶ所 (常人夫 2名)
38年		汚物塵芥採取焼却請負制度発足	
大正 6年	掃除監督長、技師兼掌に変更		
8年		乾徳埋立地使用開始 (2,000坪 昭和 28年 4月埋立完了)	
9年	掃除監督長、第二課長兼掌に変更	汚物埋立地 4ヶ所使用中	
12年	掃除監督長、衛生課長兼掌に変更		
13年		中野本山裏埋立地使用開始 (600坪 昭和 4年 8月埋立完了)	
昭和 8年		秋季大演習のため 8~11月、臨時ト ラック 1台増発	
9年		荷車 10台(人夫 10人)、馬車 4台 (人夫 8人)、トラック 1台(運転手 1人、 人夫 3人)、各 1日 5~6回収集。 1日平均 9,300貫収集 (内 3,000貫焼却、6,300貫埋立)	
12年		10月上北野焼却場竣工 岩本式固定炉 公称 37.5t/日 実績 30/t	
14年		自動車 4台 = 人夫 12人(日給 1円 35銭)、荷車 8台 = 人夫 8人(日給 1円 9銭~1円 25銭)、 河川掃除 = 人夫 3人(日給 1円 30銭)。 一般家庭の収集は 4区域に分け、5月~11月 は 7日間に 1回、12月~3月は 10日間に 1回 収集。 区域一周を 6日以内に完了したときは残りを 有給休暇とした(例えば 6日で完了したとき	私設組合(し尿汲取組合)で収集。 普通自動車 1台(冬期間のみ使 用) 小型自動車 4台 荷車 18台 汲取料金 4月~11月 1荷 12銭 12月~ 3月 1荷 15銭 降雪期 1荷 45銭~1円

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
		は1日を有給休暇とする)。 自動車は請負制度で1日1台(運転手1人、人夫3人)16円。 市場等大量排出業態者は毎日1回収集。	汲取 8,000戸 農家が汲取る 2,000戸 純農家 1,300戸
16年		5月 志比口埋立地使用開始 (200坪、昭和21年6月完了)	
17年		業態者ごみ収集手数料(33件) 年額最高150円～最低3円 年額合計 723円 (寄付形式により納付)	汲取10,550戸(43,475人) 汲取料金 4～10月 1荷 20銭 11～3月 1荷 25銭 降雪期 1荷 1円20銭位 小型自動車 4台 荷車 23台
18年		2月 御幸町埋立地使用開始 (300坪、昭和23年5月完了) 福井日通から中古トラック1台寄贈。 戦時下でガソリンと人夫不足のため25の連合町内会を11区とし、11日間で1周。各町内会を督励し、空地にゴミを集積させ自動車または馬車で収集したが、成績はきわめて良好であった。 (それまでは1周に15～20日を要した。)	
19年	4/1 福井市し尿取扱手数料条例、同施行規則施行 汲取を4月1日より市営とし、業務を株式会社福井衛生組合に委託 (し尿予算 51,745円)	収集車両 直営自動車 2台 請負馬車 6台 直営 人夫 定員11名を現在7名	条例による新料金 1樽(2斗5升)につき50銭以内 第1種券(白) 3月～11月 1樽につき10銭 第2種券(青) 12月～2月 1樽につき23銭 第3種券(赤) 臨時汲取 1樽につき40銭 汲取車両 小型自動車 6台 荷車 40台
20年	7/19 空襲により市街地の90%焼失 (ごみ収集車2台とも焼失のため、雑芥・厨芥・し尿とも収集業務を一時中止)	戦災前 総世帯数 24,327世帯 収集世帯数 20,000世帯 戦災後 総世帯数 約10,000世帯 収集世帯数 約2,000世帯 掃除監督 定員1名 現在1名 掃除監督補定員 5名 現在3名 掃除人夫 定員11名 現在3名	公衆便所21か所のうち、9か所罹災
21年		7月 現順化小横の埋立地使用開始 (800坪、昭和22年5月完了)	
22年		3月 有楽町埋立地使用開始 (100坪、昭和24年10月完了)	

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
		8月 小山谷埋立地使用開始 (200坪、昭和26年2月完了)	
23年	6/28 福井大地震 上北野焼却炉全壊(10月再建) 明里焼却場倒壊(10月再建) (再建までの間は野天焼却)	1月 現高志高前の埋立地使用開始 (400坪、昭和25年4月完了) 地震後の火災のためごみ収集車3台のうち、2台焼失(1台はハギレヤ店員が運転し、中央公園に持ち出し無事)	
24年		ごみ収集車4台購入	
25年	予算 4,186,600円	業態者厨芥毎日収集開始 (800戸、牛車4台) ごみ収集車両、自動車5台、牛車6台、手車8台、リカ-5台、(内自動車1台は危険物と大型ごみ収集) 3月 幾久町埋立地使用開始 (80坪、昭和26年3月完了)	4月 福井衛生社として汲取業務開始
26年	5月 上北野焼却場焼失 10月 再建	農村部落へ危険物投入容器(コンクリート製)10個設置	
28年	4/1 福井市塵芥処理条例 (条例第11号)施行	ごみ排出量1日約60ト 収集人口98,815人 世帯21,070世帯	
29年	汚物掃除法廃止 7/1 清掃法(法律第72号)施行 11/8 福井市清掃条例(条例第18号)、同施行規則(規則第22号)施行	3月 南江守埋立地使用開始 (4,000坪、昭和37年5月完了)	2月 合資会社福井衛生社と改称
30年	厨芥車を機械車化(2t車購入)		
31年		3月 河増町埋立地使用開始 (150坪、昭和34年6月完了) 4月 町屋松原病院裏埋立開始 (200坪、昭和34年1月完了)	6月 合資会社福井市衛生社と北陸清掃社が合併合資会社福井衛生社とした。 6月 相互衛生社として汲取業務開始
32年	予算 17,741,200円 大型トラック(4t車)購入	専任職員10名、労務者42名(内、臨時19名) 他にごみ収集請負1名、労務者6名、ごみ焼却請負2名、労務者8名	7月 山一衛生社として汲取業務開始 12/27 境処理場(公共下水道終末処理場の汚泥処理施設)へし尿投入開始 投入料補助金制発足
33年	予算 19,448,100円	1日の作業量 収集 直営54t、請負9t 側溝・下水清掃 432kg 河川清掃 1,051kg	公衆便所 19カ所 し尿収集・運搬は許可制3社(福井、相互、山一) 3月 合資会社福井衛生社と福

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
		街路清掃 102 kg 〔直営と請負で市中を8区に分け〕 自動車(4t7台、1t2台)、牛車6台、荷車10台(内厨芥収集6台、街路清掃4台)で収集	井清掃社が合併。有限会社福井衛生社と改称
34年	9/15 部制を実施。厚生部衛生課となる。	車両 自動車(4t7台、1t3台) 牛車6台、荷車7台、 〔作業員60名(監督、運転手を含む)〕 ゴミ収集世帯・人口 直営 17,761世帯 78,214人 請負 6,095世帯 24,560人	・し尿汲取 22,000世帯 100,000人
35年	上北野焼却場一部焼失、鉄骨上屋にて再建 11月 南江守センター焼却炉着工	専任職員16名、労務者51名、(内臨時10名) 他にごみ焼却請負者2名、労務者8名	
36年	5月 南江守センターを収集車両基地として使用開始 10/18 南江守センター竣工 三和動熱逆送式自動焼却炉(20t/8h×2) ・明里焼却場(15t/日)および牛車6台廃止	2月 寺前町埋立地使用開始 (100坪、昭和37年5月完了) 4/1 汚物(ごみ)取扱業の許可	
37年	11/1 機構改革で衛生課より分離、清掃課となる。 厚生部 本庁(庶務・業務) 清掃課 清掃センター(収集・焼却)	6月 灯明寺六方池埋立開始 (300坪、昭和38年4月完了) 6月 若杉町埋立地使用開始 (50坪、昭和39年1月完了)	公衆便所17ヶ所(女子清掃員1名で毎日清掃)
38年	4月 福井市清掃条例一部改正 10/1 衛生課と改称	3月 城之橋下町埋立開始 (200坪、昭和39年10月完了) 4/1 一般家庭のごみ収集手数料賦課開始	
39年		4/1 収集業務の一部を福井衛生社に委託 11月 上北野荒川廃川埋立開始 (4,000坪、昭和41年5月完了)	
40年	全職員数 1,673人 環境衛生課職員 89人 本庁 11人 清掃センター 78人	収集方法 混合で各戸収集 (中心街週2回、その他週1回、農村地区の一部で不燃物のみ月1回収集) 4月 渡団地埋立地使用開始 (300坪、昭和40年10月完了) 5月 足羽山埋立地使用開始 (500坪、昭和40年11月完了)	
41年		3月 今市江端川廃川埋立開始	

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
		(1,500 坪、昭和 42 年 4 月完了) 8 / 1 市街地区のテスト地区 5 カ所 (計 2,110 世帯)で袋入れステーション方式による週 1 回定曜日収集実施 1 2 月 同地区の一般家庭のごみ収集手数料を免除	
42 年	4 / 1 清掃課と改称 7 / 30 吉田郡森田町を併合、同時に九頭竜環境衛生施設組合(坂井郡春江町、丸岡町と森田との一部事務組合)の事務局を清掃課内へ設置 九頭竜焼却場 昭和 39 年 12 月竣工 固定炉(10t/日×2 炉)	袋入れステーション方式実施のため各備えつけのコンクリート製ごみ箱の撤去開始(申込により 1 個 300 円で買上げ) 4 月 袋入れステーション方式による第 2 回テスト(12,200 世帯)実施、同時に一般家庭のごみ収集手数料を免除 6 月 大島町江端川廃川埋立開始(4,000 坪、昭和 44 年 11 月完了) 8 月 第 2 回テスト地区のうち成績良好な地区(1,060 世帯)を対象とし、週 2 回定曜日収集実施 9 月 第 3 回テスト(3,000 世帯)実施し、同時に手数料免除	許可 3 社(補助金 1,300,000 円) 汲取世帯 24,000 世帯 汲取手数料 (18 円につき) 4~11 月 -15 円、 12~3 月 -20 円 5 月 川西衛生社として汲取業務開始 (営業範囲は清掃法による特別清掃区域外)
43 年	4 月 福井市清掃条例一部改正 第 23 回国民体育大会実施(夏・秋) 11 / 1 清掃事務所と改称	4 月 全収集地区一斉(可燃物週 2 回、不燃物週 1 回)に袋入れステーション方式による定曜日収集実施。同時に一般家庭の収集手数料全廃 粗大ごみ有料化。 5 月 東山埋立地使用開始 7 月 夏季早朝収集実施(7 / 15 ~ 10 / 5) ・コンクリート製ごみ箱を 8 月までに 1,500 個撤去。越前海岸鮎川沖に沈め、漁礁に活用	12 / 1 し尿汲取料金改訂 18 円につき 28 円
44 年	3 / 24 「衛生安全都市」宣言	4 月 農村地区の可燃物週 1 回収集区域拡大(約 350 所帯) 7 月 特掃地域とその周辺の不燃物収集を 2 週 1 回から毎週 1 回に改善(可燃物は従来と同じく週 2 回) 7 月 南江守センター焼却炉を 3 直制(24 時間稼働)とした。	7 月 川西衛生社に汲取し尿の処理場搬入許可

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
		・夏季早朝収集実施(7/14~9/13)	
45年	1/1月 東山センター焼却炉起工式 1/2月 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」公布	4月 農村地区の不燃物週1回収集区域拡大(約800世帯) 6月 周辺団地の収集開始(約200世帯) 7月 夏季早朝収集実施(7/13~9/5) 9月 農村地区の可燃物週1回収集区域拡大(約200世帯) 10月 周辺地区収集拡大(約100世帯) 農村地区の可燃物週1回収集区域拡大(約70世帯)	
46年	9/1 足羽郡足羽町を合併 ・建設中の東山センター-要員決定 清掃事務所 { 本庁 (庶務・業務) 南江守センター 東山センター 9月 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行	夏季早朝収集を本年度より中止 4月 川西・殿下・国見等の不燃物月1回収集開始(約3,000世帯) 魚商を除く業態者厨芥収集を福井衛生社に委託 5月 周辺地区等の収集拡大(約2,000世帯) 9月 魚商厨芥収集を福井衛生社に追加委託 12月 足羽支所管内の不燃物月1回収集開始(約3,000世帯)	4月 公衆便所清掃を福井衛生社に委託
47年	1/21 東山センター焼却炉試験焼却開始 3/31 東山センター焼却場完成(4月1日から正式稼働) 4/1 廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行 9/1 上北野焼却場老朽化と周辺市街化のため受入停止 10/1 機構改革により清掃事務所を1課2場とした。 清掃事務所 { 業務課 南江守センター 東山センター	南江守センター-3直制廃止 1/20まで3直制 2/23まで2直制 2/24から1直制 4/1 産廃受入規制、一般と併せて処理する ・産廃告示(もえがら、紙くず、金属くず、ガラスくず) ・一廃の処理を要しない区域告示12町(川西11、殿下1) 4月 川西地区等の可燃性ごみの収集開始 12/11 東山センター焼却場2直制実施	4月 川西衛生社を許可業者に認可(許可業者数4社となる)
48年	3/31 上北野焼却場廃止 3月 福井坂井地区広域市町村圏の破砕機機工(栗本鉄工所50t/5h) 6/1 福井市清掃事務所労働安全委員会設置規定施行 8/16 電気部品のPCB使用部品の業者による撤去開始	10/1 業態者厨芥収集委託を廃止し、福井衛生社の許可事業とした。 36㍑/日まで 月額1,500円 36㍑/日増すごとに 月額750円加算	4/1 し尿汲取料金改訂 18㍑につき36円(うち5円市補助) ・汲取料補助金制発足 11,000円 投入料補助3,000円 汲取料補助8,000円(18㍑につき5円補助)
49年	3月 福井坂井地区広域市町村	4月 委託地区の休日(祝日・振替)	7/1 し尿汲取料金改訂

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
	圏焼却炉竣工 (約 100t / 8h) 10 / 1 九頭竜焼却場廃止 ・機構改革により厚生部廃止、 生活環境部となる 生活環境部 — 環境保全課 — 交通対策課 清掃事務所 — 業務課 — 南江守センター — 東山センター	休日)収集を廃止 (直営地区では従来から休日 収集を実施していない) 8月 福井坂井地区広域圏笹岡清 掃センターへ搬入開始 可燃物(森田・川西・河合地区) 不燃物及び粗大ごみ(全市域) ・広域圏搬入手数料 可燃物 1t までごとに 200 円 不燃物・粗大ごみ 1t までごと に 300 円	18 ㊦につき 45 円 (うち 5 円市補助)
50 年	10 / 1 福井市清掃事務所労働安 全衛生委員会設置規定の一部改正	4 / 1 一廃とあわせて処理する産 廃告示(紙くず、金属くず) ・一廃の処理を要しない区域告 示 10 町(川西 9・殿下 1) 4月 南江守センターに「不法投 棄処理班」を編成し、パトロー ルと処理を実施(処理の一部 は福井衛生社に委託) 8 / 1 矢部商店に許可 (魚腸骨の収集運搬)	
51 年	3 / 31 九頭竜環境衛生施設組合 (福井市、丸岡市、春江町)解 散	4月 祝日等休日分ごみの翌日振 替収集業務実績 (土曜日が祝日の場合は月曜 日に収集)	6月 有限会社川西衛生社と改 称 7 / 1 し尿汲取料金改訂 18 ㊦につき 50 円 (うち 5 円市補助)
52 年	4 / 1 あき地等の清潔保持に関する 条例施行 7 / 3 休日等の犬・猫死体収集開 始 (収集は福井衛生社に委託)	4 / 1 厨芥収集許可手数料改訂 36 ㊦ / 日まで月額 2,000 円 36 ㊦ / 日増すごとに月額 1,000 円加算 ・広域圏搬入手数料一部改訂 不燃物・粗大ごみ 0.5t までごとに 500 円	・公衆便所 56 ヵ所 水洗式 30 ヵ所 汲取式 26 ヵ所 清掃は福井衛生社に委託 (汲取は従来から 4 社に委託)
53 年		5 / 15 新規委託(中央 1・2 丁目、 大手 2 丁目の一部を福井衛生 社へ委託) 6 / 1 収集車の後部ステップ撤去	・し尿汲取特別料金許可 (冬季割増料金：1/1 ~ 3/31) 18 ㊦につき 55 円 10 / 1 し尿汲取料金改訂 18 ㊦につき 70 円 (うち 10 円市補助)
54 年		4 / 1 一般の処理を要しない区域告示(川 西地区 9 町) ・西藤島地区(海老助町ほか 7 町)の可燃 物を週 2 回に増加(これにより委託地	・し尿汲取特別料金許可 (冬季割増料金：1/1 ~ 3/31) 18 ㊦につき 80 円 (うち 10 円市補助)

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
		区は全区週3回になった。 7/1 東郷地区(4町)、大安寺地区(全町)の可燃物を週2回に増加	
55年	4月 東山センターに古畳切断機を設置 5月 一般家庭の古タイヤ臨時収集及び南江守への自己搬入受付開始 9/18 空き缶、空き瓶収集のモデル事業実施 (日之出地区で毎月第3木曜日に缶類、カレットガラスのリサイクル収集のモデル事業実施委託事業者が収集を行う。積雪期は休止) 11/1 南江守センター管理棟使用開始(鉄骨建 632㎡)	4月 一廃許可業者の可燃物の搬入手数料を徴収 6月 広域圏破砕機を毎月第1・第3土曜日停止(搬入も停止) 10/1 足羽支所(全区)と川西支部(一部)等の可燃物を週2回に増加。同時に不燃物のみ収集地区の一部で、可燃物週1回収集を実施	・し尿汲取特別料金(冬期料金)は昨年と同じ。 10/1 し尿汲取料金改訂 18%につき90円 (うち15円市補助)
56年	5/8 南江守センター焼却炉焼却停止稼働焼却施設は東山センターと広域圏センターの2カ所 8月 南江守センター焼却炉煙突撤去 10/20 宝永地区で毎月第3火曜日に缶類、カレットガラスのリサイクル実施(積雪期は休止)、廃品回収業者が収集 12/12 南江守センターに貯蔵庫建設	1/1 厨芥週収集許可手数料改訂 36% / 日まで月額 2,600円 36% / 日増すごとに月額 1,300円加算 5/11 東山センター焼却作業3班2直制で実施。平日18時間(土曜日9時間)	4/1 し尿汲取料金等改訂 ・冬季割増料金(1/1~3/31) 18%につき105円 (うち15円市補助)
57年	1月 年始の清掃業務を4日から開始(昨年までは5日から) 6/14~17 「ごみの中からこんなもの展」開催(於:市民ホール) 7月 南江守センターにカレット・ガラスのストックヤード建設 8月 直営による缶類、カレットガラスのリサイクル開始 第1月曜日(杉の木台一帯) 第2月曜日(運動公園一帯) 第3水曜日(橋南足羽地区) 9月 南江守焼却炉解体	2月 広域圏破砕機改良工事竣工(アルミ選別機、焼却場への可燃ごみ直送コンベア) ・散乱あき缶等調査 [国道・市道3地区で調査(1・2回とも同じ場所)] 第1回:6/9、第2回:9/22 9月 環境衛生週間の行事として、散乱あき缶等の調査のほか21日に「ポイ捨て防止」ポスター入りポケットティッシュペーパーを街頭、ガソリンスタンド、駐車場で配布 10月 川西・国見・殿下・東安居・西安居の可燃ごみ週1回地区	

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
		を週2回に増加 (これに伴いこの地区に限り 祝日等休日分の翌日振替収集 業務を中止) 他地区は翌日振替収集を継続 11月 鷹巣等の可燃ごみ週1回 収集開始(従来は不燃性ごみ の収集)	
58年	4/1 福井市廃棄物の処理及び清 掃に関する条例第10条(一般 廃棄物処理手数料)の一部を 改正 4/15 南江守センター敷地買収 取得価格 402,143,706円 (それまでは借地) 6/13~15 「ごみの中からこんなもの展」開 催 (於:市民ホール)	6月 散乱あき缶等調査(昨年の 3ヶ所の外に4ヶ所) 9月 環境衛生週間行事として昨 年と同じく散乱あき缶等調査 と、ポケットティッシュペーパー配布	10/1 し尿汲取料金改訂 ・し尿汲取料金 18円につき105円 (うち15円市補助)
59年	3月 空きびん収集手法の改善 空きびんを4色(白・青・茶・黒) に分けて収集を開始。 なお、リサイクル日(空き瓶収 集日)にはその他の不燃ごみは 収集しないこととする。 4月 生ごみ処理容器設置事業補 助金の創設(1個2,000円) 10/24~26 全都清(秋季)評議員会開催 12月 有価物回収還元金交付要 綱の制定	7月 東山センター焼却炉の排ガ ス処理施設備改良工事完成 8月 小・中学校を拠点として「廃 乾電池類」を収集するための 「回収容器」を配布 10月 2ヶ月に1回定期収集 (「回収容器」が満杯になった ときは随時収集。)	・し尿汲取料金等改訂 ・冬季割増料金(1/1~3/31) 18円につき120円 (うち15円市補助) 4/1 し尿投入処理料金改訂 (180円につき25円) (旧料金180円につき15円)
60年	4月 ごみ収集業務の民間委託拡 大 4月 リサイクル開始(みのり地 区) 6/10~12 「ごみの中からこんなもの展」開 催 8/1 清掃事務所労働安全衛生委 員会設置規定の全部改正	3月 埋め立て地環境整備 4/1 東山センター焼却場3直制 実施 6・9月 散乱あき缶等の実態調査 7月 保育園に廃乾電池回収容器 配布	10/1 浄化槽法の制定に伴い、 福井市廃棄物の処理及び清 掃に関する条例の条文の整 備
61年	3/1 新ごみ焼却場建設のため環 境アセスメント調査開始 3月 新炉基本計画策定 4月 リサイクル開始(商工、京	3/10 東山センター電気集塵機 完成 6/9 散乱空き缶等の実態調査	

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
	福、新種池、希望ヶ丘、社北地区) 6/9~11 「ごみの中からこんなもの展」開催 9/16 新炉建設に伴う岡保地区との協議事項合意に達す		
62年	2/29 環境アセスメント調査完了 4/1 福井市廃棄物の処理に関する条例(一般廃棄物処理手数料)の一部改正 クリーンセンター建設事務所開設 6/24 福井市クリーンセンター起工 9/24 「くうかん鳥」設置 フェニックスプラザ・イベント広場に3基設置	2月 ごみ収集基本方針(5分別収集)確立 3月 東山センター4号炉改造工事完了 5/26 焼却灰、中竜鉱山廃坑へ再搬開始 7/5 分別収集用全戸配布用リーフレット作成 7/23 東藤島地区 995 世帯及び中藤島地区 3 町内 103 世帯で5分別収集開始 8月 煙突補修工事 10/22 円山・啓蒙・上北野の各地区 4,337 世帯で、「5分別収集」開始	
63年	6/13~15 「ごみの中からこんなもの展」開催 7/8 福井市ごみ対策地区推進員186名を委嘱 8/24 全都清廃棄物処理実務研修会開催 8/31 福井市ごみ対策地区推進員代表者研修会開催 9/30 スプレー缶穴あけ器具を市内全世帯に配布(約80,000本) 4月、10月 くうかん鳥抽選会 じん肺健康診断実施	3月末日、東山センター3号炉改造工事完了 4/1 順化・照手・光陽・豊岡の各地区 3,800 世帯で「5分別収集」開始 4/8 田原・春山・花月・乾徳の各地区 3,875 世帯で「5分別収集」開始 8/4 川西・東郷(一部)の各地区 2,800 世帯で「5分別収集」開始 8/18 大安寺・殿下・国見・河合・一光・清明(一部)の各地区 2,868 世帯で「5分別収集」開始 12/18 焼却炉補修工事完了 12/19 大宮・文京の各地区 4,377 世帯で「5分別収集開始」 12/24 北陸精巧舎、宮下ビル管理、(株)クリンマスターを許可者に認可 (ごみ許可業者数 6	

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
		社)	
平成 元年	<p>4 / 1 消費税の導入に伴う福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 10 条(一般廃棄物処理手数等の)一部改正 ・福井市ごみ対策地区推進員の追加委嘱 (194 名)</p> <p>4 / 10 観光地の公衆トイレ(汲取式)15 か所定期清掃開始</p> <p>4 / 17 公園施設の公衆トイレ(汲取式) 9 か所及び公園施設の公衆トイレ(汲取式)49 か所定期清掃開始</p> <p>5 / 11 ごみ対策地区推進員研修会の開催</p> <p>5 / 13 中竜鉦山環境アセスメント調査委員会設置</p> <p>6 月 5~7 日 「ごみの中からこんなもの展」開催</p> <p>8 月 「東山センターごみ焼却施設精密機能検査報告書」提出</p> <p>10 月 13~17 日 市制 100 周年記念事業 「100 くらしと健康展」にごみコーナー設置 ステーション看板配布</p> <p>4 月、10 月 「くうかん鳥抽選会」の開催</p>	<p>4 / 3 麻生津・清明・木田・南江守・南居・合谷の各地区 1,833 世帯で「5 分別収集」開始</p> <p>4 / 10 一乗・上文殊・文殊・六条・東郷(残)の各地区 2,357 世帯で「5 分別収集」開始</p> <p>4 / 24 西藤島・日新・西安居・東安居・幾久・二の宮 1~5 丁目・町屋 1~3 丁目・大願寺 1~3 丁目の各地区 5,192 世帯で「5 分別収集」開始</p> <p>5 月 煙突補修工事</p> <p>6 月 散乱あき缶等調査</p> <p>8 / 2 社南地区 1,600 世帯で「5 分別収集」開始</p> <p>8 / 9 明新地区 2,400 世帯松本地区 300 世帯で 5 分別収集開始</p> <p>8 / 16 社北地区 1,800 世帯、東安居地区 900 世帯で 5 分別収集開始</p> <p>9 月 散乱あき缶等調査</p> <p>11 月 直営定期収集体制 (14 班 15 班に)</p>	<p>4 / 1 し尿汲取料金等改訂 ・し尿汲取料金 18 円につき 120 円 (うち 15 円市補助)</p> <p>・冬季割増料金 (1/1~3/31) 18 円につき 135 円 (うち 15 円市補助)</p>
2 年	<p>3 / 26 中竜鉦山環境アセスメント調査委員会「福井市クリーンセンターの焼却灰を中竜鉦山採掘跡空洞で処分することに関する環境アセスメント調査報告書」提出</p> <p>6 / 4~6 「第 9 回ごみの中からこんなもの展」開催</p> <p>6 月、10 月 「くうかん鳥抽選会」の開催</p>	<p>4 / 1 直営定期収集体制 (15 班 16 班に) 資源ごみの容器配布 直営リサイクル地区の収集</p> <p>8 月 全地区 5 分別収集完了 空きびん・空き缶の分別収集開始 医療廃棄物処理フロー作成</p> <p>6 月、9 月 散乱あき缶等実態調査</p> <p>10 / 1 直営定期収集体制 (16 班 18 班に)</p> <p>3 / 31 東山埋立地使用停止</p>	<p>3 月「福井市し尿処理施設基本計画策定調査報告書」提出 ・「福井市境浄化センターし尿投入所精密機能検査報告書」提出</p> <p>4 / 1 合併処理浄化槽設置費補助制度の施行</p>
3 年	<p>4 / 1 東山センター廃止 未収集地区解除 福井市廃棄物の処理及び清掃</p>	<p>4 / 1 クリーンセンター稼働 炉形式:全連続燃焼式流動床炉 処理能力:345t / 日</p>	<p>4 / 1 許可業者 2 社になる 福井環境事業(株) (株)相互環境公社</p>

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
	<p>に関する条例の一部改正(法の改正)</p> <p>4/24 福井市ごみ対策地区推進員委嘱 (第2期:200名)</p> <p>6/3~4 「第10回ごみの中からこんなもの展」開催</p> <p>6月、10月 「くうかん鳥抽選会」の開催</p>	<p>(115t/24h×3炉)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古紙等回収奨励金制度開始 <p>5/1 指定ごみ袋モデル実験事業 啓蒙地区で燃やせるごみ用袋を配布</p> <p>6月、9月 散乱あき缶等実態調査</p> <p>10/1 直営定期収集体制 (18班 20班に)</p> <p>12/6 空き缶処理施設着工</p>	
4年	<p>6/1~2 「第11回ごみの中からこんなもの展」開催</p> <p>6月、10月 「くうかん鳥抽選会」の開催</p>	<p>4/1 資源ごみの定期収集開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源ごみ及び特殊ごみの収集日を水曜日とする(水・土地区の廃止) あきびん月1回(委託収集) あき缶 月2回(直営収集) ・祝・休日の振替収集の廃止 ・金属が逆有償化になる ・空き缶選別処理棟の完成、稼働 <p>6月、9月 散乱あき缶等実態調査</p>	<p>4/1 し尿汲取料金等改訂</p> <ul style="list-style-type: none"> ・し尿汲取料金 18円につき135円 (うち20円市補助) ・冬季割増料金(1/1~3/31) 18円につき15円
5年	<p>4/1 福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正</p> <p>6/14~15 「第12回ごみの中からこんなもの展」開催</p> <p>6月、10月 「くうかん鳥抽選会」の開催</p>	<p>6/1 粗大ごみ手数料改定</p> <p>6月、9月 散乱あき缶等実態調査</p>	<p>2/1 新し尿投入所建設着工</p>
6年	<p>4/19 福井市環境美化地区推進員委嘱 (第3期:200名)</p> <p>4/30 くうかん鳥(空き缶回収)廃止</p> <p>6/13~14 「第13回ごみの中からこんなもの展」開催</p> <p>6/15 「くうかん鳥抽選会」(最終)</p> <p>7/1 福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正 (廃棄物の減量等推進会議の設置)</p> <p>9/27~28 「第14回ごみの中からこんなもの展」開催</p>	<p>2/22 粗大ごみ処理庫完成</p> <p>6月、9月 散乱あき缶等実態調査</p> <p>11/10 空き缶破袋機完成</p>	<p>4/1 境浄化センターし尿投入所稼働</p> <p>処理量 170kl/日</p>

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
	<p>の展」開催</p> <p>10/1 機構改革により生活環境部改め市民生活部環境事務所となる (環境対策課、清掃清美課、収集資源センター、クリーンセンター)</p> <p>10/7 福井市廃棄物減量等推進会議委員委嘱(17名)</p>		
7年	<p>4/1 有効微生物用容器による生ごみ処理容器補助金創設(1個2,000円)</p> <p>6/12~13 「第15回ごみの中からこんなもの展」開催</p> <p>10/17~18 「第16回ごみの中からこんなもの展」開催</p> <p>12/25 「福井市廃棄物減量等推進会議」から、ごみ減量化や分別化推進のため半透明のごみ袋指定制度導入の報告書を市長に提出</p>	<p>5/18 直営定期収集体制(20班18班に)</p> <p>6月、9月 散乱あき缶等実態調査</p> <p>10月 福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センター完成</p> <p>12月 毎月第2日曜日の粗大ごみの搬入開始(収集資源センター・クリーンセンター) ・フロン回収</p>	
8年	<p>6/10~11 「第17回ごみの中からこんなもの展」開催</p> <p>7/1 福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例全部改正(指定袋、手数料等)</p> <p>10/1 福井市廃棄物の処理及び清掃に関する規則全部改正(指定袋、粗大ごみ手数料等)</p> <p>10/7~8 「第18回ごみの中からこんなもの展」開催</p> <p>11/1 福井市指定ごみ袋制度開始</p> <p>12/25 福井市あき缶等の散乱及びふん害の防止に関する条制定</p>	<p>1月 毎月第2日曜日の粗大ごみ搬入開始(福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センター)</p> <p>9月 散乱あき缶等実態調査</p>	<p>4/1 し尿汲取料金等改訂 ・し尿汲取料金 18ℓにつき150円(うち20円市補助)</p> <p>・冬季割増料金(1/1~3/31) 18ℓにつき15円</p>
9年	<p>4/1 福井市指定ごみ袋制度完全実施</p> <p>4/23 福井市環境美化地区推進委員委嘱(第4期:200名)</p> <p>6/17~18</p>	<p>1/1 粗大ごみ手数料改定</p> <p>9月 散乱あき缶等実態調査</p> <p>10月 ペットボトル資源回収モデル事業開始 (一乗・社西・東郷・西藤島・</p>	

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
	<p>「第 19 回ごみの中からこんなもの展」開催</p> <p>10/1 福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例施行 (チラシ・携帯用灰皿街頭配布)</p> <p>10/6~7 「第 20 回ごみの中からこんなもの展」開催</p> <p>*「ごみ処理基本計画」策定</p>	<p>森田地区)</p> <p>12/10 収集資源センター管理棟増築工事完成</p>	
10年	<p>6/8~10 「第 21 回ごみの中からこんなもの展」開催</p> <p>10/31 生ごみ処理容器設置事業補助金制度の廃止</p>	<p>9月 散乱空き缶等実態調査</p> <p>10/1 ポイ捨て・ふん害防止条例施行 1周年記念行事(重点区域内現場踏査)</p> <p>・ペットボトル資源回収を市全域で実施</p>	<p>4/1 し尿投入所施設管理業務を清掃清美課に移管 合併処理浄化槽設置費補助基準額改正</p>
11年	<p>6/21~22 「第 22 回ごみの中からこんなもの展」開催</p> <p>9/21 電気式生ごみ処理機補助制度施行(4月1日以降購入から対象)</p>	<p>4月 直営定期収集体制(18班 15班) ・クリーンセンターのダイオキシン対策工事始まる。</p> <p>9月 散乱空き缶等実態調査</p>	
12年	<p>4/23 福井市環境美化地区推進員委嘱(第5期:200名)</p> <p>6/9・12 「第 23 回ごみの中からこんなもの展」開催</p>	<p>9月 散乱空き缶等実態調査</p>	
13年	<p>4/1 家電リサイクル法の施行(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機を収集・処理対象外とする)</p>	<p>9月 散乱空き缶等実態調査</p> <p>10月 新分別収集モデル事業開始 段ボール・その他紙製容器及び白色食品トレイ(プラスチック製容器包装)を資源として収集を開始する (宝永・河合・東郷の3地区)</p>	<p>6月 設置基準等の見直しにより、市の汚水処理構想の見直し(基本計画)に着手(早期の汚水処理率 100%をめざす)</p>
14年	<p>4/1 環境政策課内に「資源循環型社会推進室」設置</p> <p>11/20 福井市廃棄物減量等推進会議「新分別の報告」</p>	<p>10月 直営定期収集体制の再構築(15班 13班に)</p>	
15年	<p>4/1 福井市環境美化地区推進員委嘱(第6期:200名) ・非電気式生ごみ処理機補助制度施行</p>	<p>3月 クリーンセンターダイオキシン対策工事完了</p> <p>4月 全市一斉に、新分別収集開始</p>	<p>4月 し尿事務、合併処理浄化槽設置費補助事業、下水道部へ移管</p>

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
	<p>6月 「福井市の一般廃棄物の発生抑制及びリサイクル推進のための効果的な方策に関する調査研究結果」報告書作成</p> <p>7月 リサイクル戦隊「ワケルンジャー」、円山保育園・文京保育園・東藤島保育園に出動</p> <p>9月 「福井市ごみ削減・リサイクル推進アクションプラン(行動計画)素案」まとまる</p>	<p>(プラスチック製容器包装、ダンボール・紙製容器包装分別収集)</p> <p>これらのごみの分別収集実施により、ごみ総量にて4,260トン減少した。(14年度比)</p> <p>空き缶、ペットボトルの中間処理を民間に委託</p> <p>10月 新形状の家庭用指定ごみ袋の販売開始</p>	
16年	<p>3/31 電気式生ごみ処理機購入費補助制度廃止</p> <p>4月 動物の死体処理の民間委託・福井市で全国都市清掃会議北陸東海地区協議会総会開催</p> <p>7/18 福井豪雨</p> <p>10月 台風23号に伴う水害被災自治体の支援を実施 宮津市(10/28) 豊岡市(10/29) 舞鶴市(10/30~10/31)</p>	<p>4月 家電リサイクル法の改正 (冷凍庫を収集・処理対象外とする)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源有効利用促進法の施行により、廃パソコンを収集・処理対象外とする ・家庭用指定袋で、3色化試行開始 <p>5月 資源回収拠点モデル事業開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小売店にプラスチック製容器包装及び紙製容器の回収箱を設置する ・プラスチック製容器包装を市が収集する ・モデル事業はハーツ羽水店 <p>3/31 中竜鉱山廃坑への搬入終了(総搬入量136,000m3)</p>	
17年	<p>8/15・16 リサイクル戦隊「ワケルンジャー」 愛・地球博に出動</p>	<p>4月 直営定期収集体制の再整備 (13班 11班に)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き缶収集業務の一部委託 ・収集資源センターでの燃やせる粗大ごみの受入を開始 <p>資源回収拠点事業開始 (ハーツ羽水店、Aコープやしろ店、Aコープ堀の宮店)</p> <p>焼却灰、勝山市処分場に搬入(~17/12)</p> <p>1月 焼却灰、民間処分場(草津町)へ搬出</p>	
18年	<p>2/1 足羽郡美山町、丹生郡越廼村、清水町と合併</p> <p>3/31 生ごみ処理機(非電気式)購入費補助制度廃止</p>	<p>4月 直営定期収集体制の再整備 (11班 10班に)</p> <p>2月 ハニー麻生津店にて資源回収拠点事業開始</p>	<p>2/1 し尿投入所 旧美山町の収集汚泥受入開始</p> <p>し尿収集運搬手数料改定 18リットルまでごとに168円</p>

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
	4/18 福井市環境美化地区推進員委嘱（第7期：224名）	3月 アルプラザベル店にて資源回収拠点事業開始	(20円補助金廃止) し尿及び浄化槽汚泥処理手数料 18リットルまでごとに26.25円
19年	3/31、4/1 能登半島地震に伴う被災自治体への災害応援出動（穴水町・輪島市）職員19名 8/6～11 10/9～20 新潟県中越沖地震に伴う被災自治体への災害応援出動（柏崎市）職員延べ43名 3月 リサイクル推進啓発用ビデオ制作（リサイクル戦隊 ワケルンジャー リターンズ）	4月 美山・越廼・清水区域においてプラ容器包装の分別収集を開始 7月 美山・清水区域において段ボール・紙製容器の分別収集を開始 （越廼区域は、段ボールは合併以前より分別収集している）	
20年	「クリーンセンター精密機能検査」の実施	4月 紙パック分別収集及び資源回収を市全域で実施 越廼区域において紙製容器の分別収集開始 7月 ハーツ学園店にて資源回収拠点事業開始	3/31 丹生衛生管理組合解散 4/1 旧越廼村・旧清水町のし尿収集運搬手数料統合 し尿投入所 旧越廼村・旧清水町の収集汚泥受入開始
21年	3月 「一般廃棄物ごみ処理基本計画」策定 4/1 福井市環境美化地区推進員委嘱（第8期：163名） 5月 収集資源センターにて環境学習会開始 12月 「循環型社会形成推進地域計画」策定	4/1 プラスチック製容器包装の品目拡大、出し方緩和 隔週収集から毎週収集へ 4/1 美山区域の可燃ごみについてクリーンセンターへ搬入を開始	4/1 家電リサイクルの対象品の追加（液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機）
22年	3月 「一般廃棄物ごみ処理基本計画」一部改定 12月 「循環型社会形成推進地域計画」変更	3月 くみあいマーケット東郷店にて資源回収拠点事業開始 7月 蛍光灯の分別収集開始 12月 福井市クリーンセンター長寿命化計画策定	
23年	8月 不法投棄防止監視カメラ及び看板設置 9/16～18 台風12号に伴う被災被災自治体への災害応援出動（和歌山県那智勝浦町）職員6名 10/19 東日本大震災とそれに伴う福島第一原発事故で被災した福島県双葉地方広域市町村圏組合に、ごみ収集用2tトラッ	4月 ライターの出し方変更（不燃の日に別袋にして出す） 4月 収集資源センターにて資源ごみ回収拠点ステーション設置	

	一般関係	ごみ処理関係	そのほか
	クを譲与		
24年	<p>3/1 福井市空き缶等の散乱及び ふん害の防止に関する条例に おける重点区域の範囲拡大 (52.8ha 73.3ha)</p> <p>4/1 福井市環境美化地区推進員 委嘱 (第9期:171名 ごみステーション設置補助 制度創設)</p>	<p>3月 クリーンセンター大規模改 修工事開始</p> <p>4月 収集資源センターにて小型 家電等回収ボックス設置</p>	

福井市

清掃関係例規集

1. 福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 P 1
福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則 P 11
福井市指定袋による事業系一般廃棄物処理手数料の徴収に関する規則 ... P 19
福井市指定ごみ袋の規格等に関する要綱 P 21
2. 福井市あき地等の清潔保持に関する条例 P 23
福井市あき地等の清潔保持に関する条例施行規則 P 24
3. 福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例 P 27
福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例施行規則 P 31
4. 福井市ごみステーション設置補助金及び地域リサイクル推進美化協力金交付要綱
..... P 35
5. 福井市古紙等回収奨励金交付要綱 P 39
6. 福井市古紙等回収事業緊急対策補助金交付要綱 P 42
7. 福井市環境美化地区推進員設置要綱 P 44
8. 福井市ごみ集積所の設置等に関する要綱 P 46
9. 福井市資源回収拠点拡大事業補助金交付要綱 P 48

※ 福井市の例規に関しては、ホームページをご覧ください。

http://www3.e-reikinet.jp/fukui/d1w_reiki/reiki.html

福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成 8 年 6 月 28 日
条例第 19 号

福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成 5 年福井市条例第 3 号)の全部を次のように改正する。

目 次

- 第 1 章 総則(第 1 条 第 8 条)
- 第 2 章 廃棄物の減量化(第 9 条 第 15 条)
- 第 3 章 廃棄物の適正処理(第 16 条 第 26 条)
- 第 4 章 地域の清潔の保持(第 27 条 第 29 条)
- 第 5 章 手数料等(第 30 条 第 31 条)
- 第 6 章 雑則(第 32 条・第 34 条)
- 附 則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この条例は、廃棄物の発生の抑制、再利用の促進等による廃棄物の減量化を推進するとともに、廃棄物を適正に処理し、併せて地域の清潔を保持することにより、資源循環型の社会の形成及び良好な生活環境の保全並びに公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)で使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 事業所、事務所、学校、官公庁、病院その他これらに準ずる施設で事業を行う者をいう。
- (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用し、又は資源として利用することをいう。
- (4) 家庭系一般廃棄物 事業系一般廃棄物以外の一般廃棄物をいう。
- (5) 事業系一般廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

(市の責務)

第3条 市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生の抑制、再利用の促進等による廃棄物の減量化を推進し、及び廃棄物の適正処理を図るとともに、地域の清潔の保持に努めなければならない。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、市民及び事業者の意識啓発を図るとともに、これらの者の参加及び協力の推進に努めなければならない。

3 市は、廃棄物の減量化及び適正処理に関し必要と認められる情報の収集、調査研究等に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業活動を行うに当たり、廃棄物の発生の抑制、再利用の促進等による廃棄物の減量化に努め、自らの責任において廃棄物を適正に処理するとともに、市の施策に積極的に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、廃棄物の減量化及び適正処理を図るとともに、地域の清潔を保持するため、資源の有効利用、廃棄物の分別排出等を行い、その実施に当たっては、相互に協力しなければならない。

2 市民は、廃棄物の減量化及び適正処理の確保並びに地域の清潔の保持に関し、市が行う施策に協力しなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第6条 市長は、法第6条第1項の規定により定める一般廃棄物処理計画に基づき、一般廃棄物の処理等を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

2 市長は、一般廃棄物処理計画を定めたときは、これを告示するものとする。これを変更したときも、同様とする。

(廃棄物減量等推進会議)

第7条 廃棄物の減量化及び適正処理に関する事項その他市長が必要と認める事項について審議するため、福井市廃棄物減量等推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

2 推進会議は、委員15名以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市民の代表者

(3) 各種団体の代表者

(4) 関係行政機関の職員

(5) その他市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(環境美化地区推進員)

第 8 条 市長は、一般廃棄物の減量化及び適正処理に関し識見等を有する市民のうちから、環境美化地区推進員を委嘱する。

2 前項の規定により委嘱された環境美化地区推進員は、一般廃棄物の減量化及び適正処理に関する市の施策への協力その他の活動を行う。

第 2 章 廃棄物の減量化

(市が行う廃棄物の減量化)

第 9 条 市は、再利用の対象となる物の分別収集及び廃棄物の処理施設での資源回収等を積極的に行うことにより、廃棄物の減量化に努めなければならない。

2 市長その他の市の機関は、物品の調達に当たり、再生品の使用等により、自ら廃棄物の減量化に努めなければならない。

(事業系廃棄物の減量化)

第 10 条 事業者は、再利用の対象となる物の徹底した分別等再利用の促進に必要な措置を講ずること等により、事業系廃棄物の減量化を図らなければならない。

(廃棄物の発生抑制等)

第 11 条 事業者は、物の製造、加工、販売等(以下「物の製造等」という。)に際して、長期間の使用が可能な製品の開発、製品の修理体制及び回収体制の確保等廃棄物の発生抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、物の製造等に際して、再生資源(再生資源の利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第 48 号)第 2 条第 1 項に定める再生資源をいう。)及び再生品を利用するよう努めなければならない。

(再利用の自己評価)

第 12 条 事業者は、物の製造等に際して、その製品、容器等の再利用の容易性についてあらかじめ自ら評価し、再利用の容易な製品、容器等の開発等を行うこと、その製品、容器等の再利用の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等の再利用の促進に努めなければならない。

(適正包装等)

第 13 条 事業者は、物の製造等に際して、過剰包装の自粛、容器に係る適正な基準の設定等により、廃棄物の発生抑制に努めなければならない

2 事業者は、物の製造等に際して、再利用が可能な包装、容器等の普及に努めるとともに、使用後の包装、容器等の回収に努めなければならない。

3 事業者は、商品の販売等に際して、当該商品に係る適正な包装、容器等を市民が選択できるよう努めるとともに、包装、容器等を市民が不要とし、又は返却する場合には、当該包装、容器等の回収に努めなければならない。

(市民の自主的な活動)

第 14 条 市民は、再利用の対象となる物の分別を行うとともに、集団資源回収等の再利用の促進のための自主的な活動に参加し、協力すること等により、廃棄物の減量化に努めなければならない。

(商品の選択)

第 15 条 市民は、商品の購入に際して、当該商品の内容及び包装、容器等を勘案し、廃棄物の減量化及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

第 3 章 廃棄物の適正処理

(市が行う一般廃棄物の処理)

第 16 条 市は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭系一般廃棄物を処理するものとする。

2 市は、一般廃棄物処理計画に従い、事業系一般廃棄物を前項の規定による家庭系一般廃棄物の処理に支障が生じない範囲内において処理するものとする。

(家庭系一般廃棄物の自己処分)

第 17 条 土地又は建物の占有者又は管理者(以下「占有者等」という。)は、その土地又は建物内の家庭系一般廃棄物で容易に処分できるものを、生活環境の保全上支障のない方法で自ら適正に処分するよう努めなければならない。

(事業系廃棄物の自己処理)

第 18 条 事業者は、事業系廃棄物を自らの責任において、生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら適正に処理しなければならない。

(一般廃棄物の自己処理の基準)

第 19 条 占有者等又は事業者は、一般廃棄物を自ら収集し、運搬し、及び処分するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)第 3 条及び第 4 条の 2 に定める基準に従わなければならない。

(適正処理困難物の指定等)

第 20 条 市長は、製品、容器等が廃棄物となった場合において、市におけるその廃棄物の適正な処理が困難となるときは、当該廃棄物を適正処理困難物として指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定に係る適正処理困難物になる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、当該製品、容器等に係る適正処理困難物の回収等の措置を講ずるよう要請することができる。

(一般廃棄物の搬出)

第21条 占有者等は、自ら処分しない家庭系一般廃棄物については、一般廃棄物処理計画に従い、適正に分別し、指定袋その他の規則で定める搬出方法により、規則で定める集積所へ搬出しなければならない。

2 事業者は、事業系一般廃棄物で家庭系一般廃棄物と併せて容易に処理できるものとして規則で定めるものについては、一般廃棄物処理計画に従い、適正に分別し、指定袋その他の規則で定める搬出方法により、規則で定める集積所へ搬出しなければならない。

(排出禁止物等)

第22条 占有者等及び事業者は、市が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げる一般廃棄物を排出してはならない。

- (1) 特別管理一般廃棄物
- (2) 有毒性物質を含む一般廃棄物
- (3) 危険性のある一般廃棄物
- (4) 著しく悪臭を発する一般廃棄物
- (5) 多量の一般廃棄物
- (6) 粗大ごみ
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市が行う一般廃棄物の処理に著しい支障を及ぼす一般廃棄物として市長が別に定めるもの

2 占有者等及び事業者は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処理しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(改善勧告)

第23条 市長は、占有者等又は事業者が前2条のいずれかの規定に違反していると認めるときは、当該占有者等又は事業者に対し、期限を定めて、改善のための措置その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(動物の死体の処理)

第24条 占有者等は、自ら動物の死体を処理することが困難なとき、又は遺棄された動物の死体を発見したときは、速やかに市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(一般廃棄物搬入の届出等)

第25条 市の処理施設に一般廃棄物を搬入しようとする占有者等及び事業者は、当該一般廃棄物の搬入について、市長が定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受理した場合において、当該届出に係る一般廃棄物が別に定める搬入基準に適合していないと認めるとき、又は当該搬入しようとする廃棄物が当該届出の内容と異なると認めるときは、当該搬入を拒否することができる。

(市が処分する産業廃棄物)

第 26 条 法第 11 条第 2 項の規定により,市が処分する産業廃棄物は,市長が定めて告示する。

第 4 章 地域の清潔の保持

(清潔の保持)

第 27 条 占有者等は,当該占有し,又は管理する土地又は建物を清潔に保つよう努めなければならない。

2 何人も,公園,広場,キャンプ場,海水浴場,道路,河川,港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

3 前項に規定する場所の管理者は,当該管理する場所の清潔を保つよう努めなければならない。

4 第 2 項に規定する場所で,宣伝物,印刷物その他の物(以下「宣伝物等」という。)を公衆に配布し,又は配布させた者は,当該場所に宣伝物等が散乱した場合は,当該宣伝物等の速やかな回収に努めなければならない。

(空き地の管理)

第 28 条 空き地を所有し,又は管理する者(以下「所有者等」という。)は,その所有し,又は管理する空き地にみだりに廃棄物が捨てられることのないよう,当該空き地に囲いを設ける等適正な管理を行わなければならない。

2 所有者等は,その所有し,又は管理する空き地に廃棄物が捨てられたときは,当該廃棄物を自らの責任で処理しなければならない。

(改善勧告)

第 29 条 市長は,所有者等が前条の規定に違反している場合で,土地周辺の住民の生活環境を著しく害していると認めるときは,当該所有者等に対し,期限を定めて,改善のための措置その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

第 5 章 手数料等

(一般廃棄物処理手数料等)

第 30 条 市長は,一般廃棄物の処理及び収集運搬をする場合は,別表に定める手数料を徴収する。ただし,第 16 条第 1 項の規定により処理する家庭系一般廃棄物(多量の一般廃棄物及び粗大ごみを除く。)については,徴収しない。

2 前項に規定するもののほか,粗大ごみの処理に関しては,規則で定める手数料を徴収する。

3 市長は,天災その他の特別の理由があると認めるときは,前 2 項に規定する手数料を減免することができる。

(一般廃棄物処理業等の許可申請手数料)

第 31 条 法第 7 条第 1 項若しくは第 6 項の規定による許可を受けようとする者,法第 7 条第 2 項若しくは第 7 項の規定による許可の更新を受けようとする者,

法第7条の2第1項の規定による事業の範囲の変更の許可を受けようとする者、浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定による許可を受けようとする者又はこれらの許可を受けた者で当該許可に係る許可書の再交付を受けようとするものは、申請の際、次の各号に掲げる申請手数料の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する手数料を納付しなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料 1件につき10,000円
- (2) 一般廃棄物処分業許可申請手数料 1件につき10,000円
- (3) 一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料 1件につき6,000円
- (4) 一般廃棄物処分業許可更新申請手数料 1件につき6,000円
- (5) 一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料 1件につき6,000円
- (6) 一般廃棄物処分業変更許可申請手数料 1件につき6,000円
- (7) 浄化槽清掃業許可申請手数料 1件につき8,000円
- (8) 浄化槽清掃業許可更新申請手数料 1件につき5,000円
- (9) 許可証の再交付申請手数料 1件につき2,000円

第6章 雑則

(報告の徴収)

第32条 市長は、法第18条第1項に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者等その他の関係者に対し、廃棄物の処理に関し必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第33条 市長は、法第19条第1項に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者又は一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者の事務所又は事業場の土地又は建物に立ち入り、廃棄物の保管、収集、運搬又は処分に関し、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成8年7月1日から施行する。ただし、別表の規定(備考の部分に限る。)は同年8月10月1日から、第21条、第22条、第30条及び第31条の規定並びに別表の規定(備考の部分を除く。)は同年8月11月1日から施行する。

(経過措置)

2 第 30 条の規定及び別表の規定(備考の部分を除く。)は、平成 8 年 11 月 1 日以後の処理に係る手数料について適用し、同日前の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

3 第 31 条の規定は、平成 8 年 10 月 1 日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(美山町、越廼村及び清水町の編入に伴う経過措置)

4 法第 7 条第 1 項又は第 6 項の許可(次項までにおいて「許可」という。)を受けている者又は受けようとする者が一般廃棄物(し尿(家畜のふん尿を除く。以下同じ。))及び浄化槽汚泥を除く。)の収集、運搬又は処理を行うことができる区域は、平成 21 年 3 月 31 日までは、当該許可を受けている者又は受けようとする者の住所の存する旧区域(編入前の福井市、美山町、越廼村又は清水町の区域をいう。)の区分に応じ、それぞれ当該旧区域内に限るものとする。

5 美山町、越廼村及び清水町の編入(以下「編入」という。)の際、現に許可を受けている者がし尿及び浄化槽汚泥の収集又は運搬を行うことができる編入後の福井市の区域は、当分の間、なお従前の例による。

6 編入前の美山町、越廼村及び清水町の区域(以下「編入前の区域」という。)においては、第 21 条第 2 項の規定は、平成 19 年 4 月 1 日以後の家庭系一般廃棄物及び事業系一般廃棄物の搬出について適用し、同日前の家庭系一般廃棄物又は事業系一般廃棄物の搬出については、なお従前の例による。

7 編入前の区域においては、第 22 条の規定は、平成 21 年 4 月 1 日以後の一般廃棄物の排出について適用し、同日前の一般廃棄物の排出については、なお従前の例による。

8 編入前の区域における一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く。)又は産業廃棄物の収集運搬に係る手数料については、平成 21 年 3 月 31 日までは、越廼村廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和 52 年越廼村条例第 16 号)及び清水町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和 47 年清水町条例第 15 号)の例による。

附 則(平成 9 年条例第 7 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年条例第 9 号)

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年条例第 27 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年条例第 35 号)

この条例は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年条例第 24 号)

この条例は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年条例第 90 号)

この条例は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年条例第 50 号)

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 30 条関係)

1 一般廃棄物収集運搬・処理手数料

種別	取扱区分	単位	金額
犬,猫等の動物の死体	占有者等が自ら搬入する場合	犬,猫等 1 体につき	945 円
	市が収集,運搬及び処分をする場合		1,575 円
その他の一般廃棄物	家庭系一般廃棄物	50 キログラムを超える部分について 10 キログラムまでごとに(10 キログラム未満の端数があるときは,これを四捨五入する。)	21 円
	事業系一般廃棄物	10 キログラムまでごとに(10 キログラム未満の端数があるときは,これを四捨五入する。)	42 円
	第 21 条第 2 項に規定する集積場へ搬出する場合	第 21 条第 2 項に規定する指定袋 1 枚につき	84 円

備考

- 1 事業系一般廃棄物であって第 21 条第 2 項に規定する指定袋により同項に規定する集積場へ搬出されたものの処理に係る手数料については,当該指定袋の販売をもって当該手数料の徴収に代えるものとする。
- 2 この表の規定により算出した手数料の総額に 10 円未満の端数が生じたときは当該端数金額を切り捨てる。

2 し尿収集運搬手数料並びにし尿及び浄化槽汚泥処理手数料

種別	単位	金額
し尿収集運搬手数料	18 リットルまでごとに	168 円
し尿及び浄化槽汚泥処理手数料	180 リットルまでごとに	26.25 円

備考 この表の規定により算出した手数料の総額に 1 円未満の端数が生じたときは,当該端数金額を切り捨てる。

福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

平成 8 年 9 月 27 日

規則第 29 号

福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和 61 年福井市規則第 6 号)の全部を改正する。

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)、浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)及び福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成 8 年福井市条例第 19 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、法、浄化槽法及び条例の例による。

(一般廃棄物処理計画の実施計画の告示)

第 3 条 市長は、条例第 6 条に規定する一般廃棄物処理計画のうち、翌年度の事業について定める実施計画を、毎年 3 月 31 日までに告示するものとする。

(推進会議の組織)

第 4 条 条例第 7 条第 1 項の規定により設置する福井市廃棄物減量等推進会議(以下「推進会議」という。)に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを選任する。

3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(推進会議の会議)

第 5 条 会長は、推進会議の会議を招集し、その会議の議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明及び意見を聴くことができる。

(推進会議の庶務)

第 6 条 推進会議の庶務は、市民生活部環境事務所清掃清美課において行う。

(一般廃棄物の搬出方法)

第 7 条 条例第 21 条第 1 項及び第 2 項の規則で定める搬出方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第 21 条第 1 項に規定する家庭系一般廃棄物にあつては別表第 1 の 1 に定める袋を、同条第 2 項に規定する事業系一般廃棄物にあつては同表の 2 に定める袋を使用すること。ただし、一般廃棄物処理計画に従い適正に分別した家庭系一般廃棄物のうち市長が定める種類のを次条第 1 項第 2 号に掲げる集積所へ搬出するときは、この限りでない。

(2) 前号の袋の重量は、1 袋につきおおむね 5 キログラム以下であること。

2 条例第 21 条第 2 項の規則で定める事業系一般廃棄物は、事業者が集積所に搬出することについて当該集積所を管理する者の同意を得ている事業系一般廃棄物であつて、1 箇月における搬出量が 250 キログラム以下のものとする。

(集積所等)

第 8 条 条例第 21 条第 1 項及び第 2 項の規則で定める集積所は、次に掲げる集積所とする。

(1) 別に定めるところにより、あらかじめ市長の承認を得て占有者等(条例第 17 条に規定する占有者等をいう。)が共同で設置する集積所

(2) 市長が指定する事業者が設置する集積所(一般廃棄物処理計画に従い適正に分別した家庭系一般廃棄物のうち市長が定める種類のものに係る集積所に限る。)

2 前項各号の規定により集積所を設置する者は、その設置する集積所の清掃を行うこと等により、当該集積所の適正な管理に努めなければならない。

(勧告)

第 9 条 条例第 23 条及び第 29 条の規定による勧告は、勧告の理由及び内容並びに当該勧告に係る措置の期限及び責任者を記載した勧告書(様式第 1 号)により行うものとする。

(処理手数料)

第 10 条 条例第 30 条第 2 項の規定により定める粗大ごみの処理手数料は、別表第 2 のとおりとする。

(手数料の徴収)

第 11 条 条例第 30 条第 1 項及び第 2 項に規定する手数料の徴収方法は、次に定めるところによる。

(1) 家庭系一般廃棄物で多量のもの及び事業系一般廃棄物の処理手数料は、市の処理施設への搬入の際、その都度現金で徴収し、領収書を交付する。ただし、市長が特にこれによりがたいと認めるときは、この限りでない。

(2) 粗大ごみ及び犬、猫等の動物の死体の処理手数料は、収集又は市の処理施設への搬入の際、その都度現金で徴収し、領収書を交付する。

(一般廃棄物手数料の減免)

第 12 条 条例第 30 条第 3 項の規定による減免の申請は、一般廃棄物処理手数料減免申請書(様式第 2 号)を市長に提出することによって行うものとする。

2 市長は、前項の申請について減免の可否を決定したときは、その旨を一般廃棄物処理手数料減免決定通知書(様式第 3 号)により、当該申請者に通知するものとする。

(一般廃棄物収集運搬業許可申請等)

第 13 条 法第 7 条第 1 項の規定により一般廃棄物の収集運搬業の許可を受けようとする者又は同条第 2 項の規定により当該許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可(更新許可)申請書(様式第 4 号)に、次に掲げる書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。ただし、当該許可の更新を受けようとする者については、第 1 号、第 3 号、第 4 号又は第 5 号に掲げる書類又は図面の内容について変更がない場合に限り、当該書類又は図面の添付を省略することができる。

(1) 住民票の写し(申請者が法人である場合には、定款又はこれに準ずる書類及び登記事項証明書)

(2) 事業計画書

(3) 事業の用に供する施設(積替施設を含む。)の平面図及び写真並びに付近の見取図

(4) 申請者(法人にあっては、役員を含む。)が法第 7 条第 5 項第 4 号イからへまで及びチからヌまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類

(5) 身分証明書(申請者が法人である場合には、代表者及びその事務を行う役員に係るものを含む。)

(6) 従業員名簿

(7) 申請者が第 3 号に掲げる施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権限を有すること)を証する書類

(8) 運搬車の車庫の写真及び付近の見取図

(9) 自動車の写真及び自動車検査証の写し

(10) 申請者が法人である場合には、前年度における法人税及び法人市民税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(新規に事業を始める者は、直前 3 年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税及び法人市民税の納付すべき額及び納付済額を証する書類又は資本金等を証する書類)

(11) 申請が個人である場合には、前年度の所得税及び市・県民税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

(12) 新規に事業を始める者は、取引予定事業所名簿

(13) その他市長が必要と認める書類

(一般廃棄物処分業許可申請等)

第 14 条 法第 7 条第 6 項の規定により一般廃棄物の処分業の許可を受けようとする者又は同条第 7 項の規定により当該許可の更新を受けようとする者は、一

一般廃棄物処分業許可(更新許可)申請書(様式第5号)に、前条第1号、第2号、第4号から第6号まで、第9号から第11号まで及び第13号に掲げる書類又は図面のほか、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、当該許可の更新を受けようとする者については、同条第1号、第4号若しくは第5号に掲げる書類又は第2号に掲げる図面の内容について変更がない場合に限り、当該書類又は図面の添付を省略することができる。

- (1) 運搬先を証明できる書類
- (2) 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び写真並びに付近の見取図
- (3) 申請者が埋立処分を業として行う場合には、当該埋立処分場に係る土地の登記事項証明書
- (4) 申請者が第2号に掲げる施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権限を有すること)を証する書類

(浄化槽清掃業許可申請)

第15条 浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書(様式第6号)に第13条第1号、第2号、第5号、第6号及び第8号から第13号まで並びに前条第4号に掲げる書類及び図面のほか、次に掲げる書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の用に供する施設の平面図及び写真並びに付近の見取図
- (2) 申請者(法人にあっては、役員を含む。)が、浄化槽法第36条第2号イからロまで及びヘからヌまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類
- (3) 浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能及び相当の経験を有していることを記載した書類

(変更の許可等)

第16条 法第7条の2第1項の規定により、事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業変更許可申請書(様式第7号)に許可証及び当該変更に係る関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(許可証の交付等)

第17条 市長は、法第7条第1項若しくは第6項の規定により許可し、又は法第7条の2第1項の規定により事業の範囲の変更を許可したときは、当該許可を受けた者(以下「処理業者」という。)に対し、次の各号に掲げる業の区分に応じ当該各号に掲げる許可証を交付するものとする。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業 一般廃棄物収集運搬業許可証(様式第8号)
- (2) 一般廃棄物処分業 一般廃棄物処分業許可証(様式第9号)

2 市長は、浄化槽法第35条の規定により許可したときは、当該許可を受けた者(以下「浄化槽業者」という。)に対し、浄化槽清掃業許可証(様式第10号)を交付するものとする。

3 処理業者及び浄化槽業者は、許可証を紛失し、又は損傷したときは、速やかに許可証再交付申請書(様式第 11 号)を市長に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。

(変更等の届出)

第 18 条 法第 7 条の 2 第 3 項の規定による廃止若しくは変更の届出又は浄化槽法第 37 条の規定による変更の届出若しくは同法第 38 条の規定による廃業等の届出は、次の各号に掲げる業の区分に応じ当該各号に掲げる届出書に許可証の写し及び変更又は廃業等の届出にあつては、当該変更又は廃業等に係る関係書類を添付して行うものとする。

- (1) 一般廃棄物処理業 一般廃棄物処理業廃止(変更)届出書(様式第 12 号)
- (2) 浄化槽清掃業 浄化槽清掃業変更(廃業等)届出書(様式第 13 号)

(許可の取消し等)

第 19 条 市長は、法第 7 条の 4 の規定により許可を取り消すときは一般廃棄物収集運搬業・処分業許可取消書(様式第 14 号)を、法第 7 条の 3 の規定により事業の全部又は一部の停止を命ずるときは一般廃棄物収集運搬業・処分業停止命令書(様式第 15 号)を交付するものとする。

(許可証の返還)

第 20 条 処理業者及び浄化槽業者は、次の各号(浄化槽業者にあつては、第 2 号を除く。)のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を市長に返還しなければならない。

- (1) 許可の有効期間が満了したとき。
- (2) 法第 7 条の 2 第 1 項の規定により事業の範囲の変更の許可を受けたとき。
- (3) 法第 7 条の 3 第 1 項又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定により許可を取り消されたとき。
- (4) 許可に係る事業の全部を廃止したとき。

(処理業者及び浄化槽業者の報告)

第 21 条 処理業者は、廃棄物の収集、運搬又は処分に関する前月の実績について、毎月 5 日までに業務実績報告書(様式第 16 号)を作成し、市長に提出しなければならない。

2 浄化槽業者は、浄化槽の清掃に関する前月の実績について、毎月 5 日までに業務実績報告書(様式第 17 号)を作成し、市長に提出しなければならない。

(清掃指導員)

第 22 条 条例第 33 条第 1 項の規定による立入検査を行わせるため環境事務所清掃清美課に清掃指導員を置く。

2 清掃指導員は、職員のうちから市長が任命する。

3 清掃指導員は、その職務を行うに当たっては条例第 33 条第 2 項の規定により身分証明書(様式第 18 号)を関係人に提示しなければならない。

(改善命令)

第 23 条 市長は、法第 19 条の 3 の規定による改善命令を行うときは、改善命令書(様式第 19 号)により行うものとする。

(措置命令)

第 24 条 法第 19 条の 4 又は第 19 条の 4 の 2 の規定による措置命令を行うときは、措置命令書(様式第 20 号)により行うものとする。

(その他)

第 25 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 8 年 11 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条及び第 11 条の規定(事業系一般廃棄物に係る部分に限る。)並びに別表第 1 号の 2 の規定は同年 10 月 1 日から、第 10 条及び別表第 2 の規定は平成 9 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前の福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定によってした申請、届出、処分その他の行為でこの規則に相当規定があるものは、この規則の相当規定によってした申請、届出、処分その他の行為とみなす。

3 浄化槽法第 35 条第 1 項の規定による浄化槽清掃業の許可に係る手数料については、福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部を改正する条例(平成 8 年福井市条例第 35 号)による改正前の福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和 47 年福井市条例第 7 号)第 18 条第 1 項第 2 号の規定は、平成 15 年 3 月 31 日までの間は、なおその効力を有する。

(美山町、越廼村及び清水町の編入に伴う経過措置)

4 美山町、越廼村及び清水町(以下「編入町村」という。)の編入の際現に編入町村の区域において交付されている法第 7 条第 1 項若しくは第 6 項、法第 7 条の 2 第 1 項又は浄化槽法第 35 条第 1 項の許可に係る許可証については、それぞれ第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定により交付された許可証とみなす。

附 則(平成 15 年規則第 64 号)

この規則は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年規則第 19 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年規則第 42 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年規則第 55 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年規則第 82 号)

この規則は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年規則第 42 号)

この規則は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年規則第 36 号)

この規則は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 7 条関係)

1 家庭系一般廃棄物指定袋

項目	仕様内容
材質	高密度ポリエチレン
種類及び透明度	燃やせるごみ・燃やせないごみ兼用 (1) 透明度 半透明 (2) 寸法 (大)厚さ 0.03 ミリメートル 縦 800 ミリメートル 横 650 ミリメートル (中)厚さ 0.03 ミリメートル 縦 700 ミリメートル 横 480 ミリメートル (小)厚さ 0.03 ミリメートル 縦 550 ミリメートル 横 300 / 400 ミリメートル

2 事業系一般廃棄物指定袋

項目	仕様内容
材質	高密度ポリエチレン
種類及び透明度	燃やせるごみ・燃やせないごみ兼用 (1) 透明度 半透明 (2) 寸法 (大)厚さ 0.03 ミリメートル 縦 800 ミリメートル 横 650 ミリメートル

備考 家庭系一般廃棄物指定袋及び事業系一般廃棄物指定袋の印刷内容、色、形状等については、別に定める。

別表第2(第10条関係)

粗大ごみの品目及び処理手数料

区分	品目		処分に関する手数料	収集,運搬及び処分に関する手数料	備考
特殊	タイヤ	タイヤのみ	210 円	525 円	
		ホイール付き	315 円	630 円	
	マットレス(スプリング入り)	ダブル・セミダブル	840 円	1,890 円	
		シングル	525 円	1,365 円	
大	木製ベッド(本体のみ。ただし, マットレスを含む場合は, 収集運搬手数料は省く。) 応接用椅子(3人用) タンス 洋服タンス 夜具入れ 洗面台 化粧台 椅子 本箱 サイドボード げた箱 じゅうたん 流し台 机 テーブル 食器棚 健康器具 乾燥機 ステレオ 足踏台付ミシン		262 円	892 円	おおむね縦, 横及び高さの合計が 300 センチメートル以上のもの
中	木製ベッド(本体のみ。ただし, マットレスを含む場合は, 収集運搬手数料は省く。) 鉄製ベッド(本体のみ。ただし, マットレスを含む場合は, 収集運搬手数料は省く。) 応接用椅子(1人又は2人用) タンス ふとん ステレオ 自転車 健康器具 机 畳 本箱 サイドボード げた箱 化粧台 洗面台 椅子 食器棚 卓上 ミシン 流し台 じゅうたん テーブル ステレオ オルガン アコーディオンカーテン 車椅子 湯沸器 電子レンジ ブランコ カーペット ウインドファン(フロン入りを除く。)		210 円	735 円	おおむね縦, 横及び高さの合計が 150 センチメートル以上 300 センチメートル未満のもの
小	毛布 カラーボックス こたつ板 ギター 衣装缶 換気扇 脚立 ゴルフ用具 編み機 クーラーボックス 三輪車 除湿機 照明器具 スーツケース 扇風機 掃除機 スピーカー 卓上ワープロ ビデオデッキ 一輪車 石油ストーブ スノーダンプ 波トタン(1枚) 波板(1枚) ガスレンジ		157 円	577 円	おおむね縦, 横及び高さの合計が 150 センチメートル未満のもの

備考

- 1 この表以外の粗大ごみの手数料は, この表に準じた金額による。
- 2 この表の規定により, 算出した粗大ごみの手数料の総額に 10 円未満の端数が生じたときは, 当該端数金額を切り捨てる。

福井市指定袋による事業系一般廃棄物処理手数料の徴収に関する規則

平成8年9月27日

規則第30号

(趣 旨)

第1条 この規則は、福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成8年福井市条例第19号。以下「条例」という。)別表備考に規定する手数料(以下「指定袋による事業系一般廃棄物処理手数料」という。)の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(徴収事務委託)

第2条 市長は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第158条第1項の規定により、私人に指定袋による事業系一般廃棄物処理手数料の徴収事務を委託する。

(納入の通知方法)

第3条 前条の規定により徴収事務の委託を受けた者(以下「受託者」という。)は、令第154条第3項の規定により、納入の通知を口頭又は掲示により行うものとする。

(徴収方法に係る財務会計規則の特例等)

第4条 前条に定めるもののほか、指定袋による事業系一般廃棄物処理手数料の徴収方法は、福井市財務会計規則(昭和39年福井市規則第11号)第46条第3項及び第5項の規定にかかわらず、次に定めるとおりとする。

- (1) 受託者が指定袋による事業系一般廃棄物処理手数料を収納したときの領収書の交付については、指定袋の現品の交付をもってこれに代えるものとする。ただし、納入者から求められたときは、受託者による領収書を交付するものとする。
- (2) 受託者は、毎月分の徴収した指定袋による事業系一般廃棄物処理手数料に係る現金を翌月の10日(その日が、土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日等」という。)に当たるときは、その翌日)までに、指定金融機関又は収納代理金融機関へ現金払込書(様式第1号)により払い込むものとする。
- (3) 受託者は、毎月分の指定袋の取扱実績及び徴収事務委託料について指定袋取扱実績報告書兼徴収事務委託料請求書(様式第2号)を作成し、翌月の10日(その日が、休日等に当たるときは、その翌日)までに、市長に提出しなければならない。

(指定袋による事業系一般廃棄物処理手数料の還付)

第5条 納付した指定袋による事業系一般廃棄物処理手数料は還付しない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(補 則)

第6条 この規則に定めるもののほか、指定袋による事業系一般廃棄物処理手数料の徴収に関しては、福井市財務会計規則の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成8年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月31日規則第18号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

縦 101ミリメートル 横 106ミリメートル

様式第2号（第4条関係）

指定袋取扱実績報告書
兼徴収事務委託料請求書

平成 年 月 日

月分取扱実績報告

1 取扱実績内訳（1組10枚入り）

前月繰越	当月受入	当月販売	翌月繰越
組	組	組	組
(枚)	(枚)	(枚)	(枚)

（支店等がある場合は、支店ごとの明細を添付すること。）

2 徴収処理手数料

$$\text{枚} \times 80\text{円} \times (1 + \text{消費税率}) = (\text{a}) \text{円}$$

月分 徴収事務委託料の請求をします。

$$(\text{a}) \text{徴収処理手数料額} \times 0.06 = (\text{b}) \text{円}$$

$$(\text{b}) \times \text{消費税率} = (\text{c}) \text{円}$$

$$\text{請求額} (\text{b}) + (\text{c}) \text{円}$$

福井市長 様

受託者（取扱店）

住所

氏名

印

備考 免税事業者は、(c) 欄には記入しないこと。

福井市指定ごみ袋の規格等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福井市廃棄物等の処理及び清掃に関する条例（平成8年条例第19号）第21条第1項の規定により、家庭系一般廃棄物並びに事業系一般廃棄物の排出に使用する指定袋の規格等について必要な事項を定め、ごみの減量と分別の徹底、資源の有効利用を及び収集作業の安全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において家庭系指定袋とは、一般家庭から排出するごみを収納する専用の袋をいい、事業系指定袋とは、事業所等から排出するごみを収納する専用の袋をいう。

(指定袋の種類及び規格)

第3条 家庭系指定袋の種類、規格は福井市廃棄物等の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成8年規則第29号）の別表第1の1、事業系指定袋の種類、規格は別表第1の2に定めるとおりとする。

(家庭系指定袋の製造承認)

第4条 家庭系指定袋を製造しようとするものは、家庭系指定袋製造承認（更新）申請書（別記様式第1号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、承認の更新を受けようとする者については、第2項第1号、第2号に掲げる書類の内用について変更がない限り、当該各号に掲げる書類は省略することができる。

2 申請を行う場合は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 申請者が法人である場合は、定款及び登記簿謄本
- (2) 申請者が個人である場合は、履歴書及び住民票の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類
- (4) 承認を受けようとする指定袋の材質見本、印刷表示に係る版下見本を添付しなければならない。ただし、材質見本は日本工業規格に基づく包装用ポリエチレンフィルムZ1702による公的機関の検査結果を添付しなければならない。

(事業系指定袋)

第5条 事業用指定袋は市が作成する。

(家庭系指定袋承認証の交付)

第6条 市長は、第4条の申請を受理したときは、その内容を審査し、規格等に適合するものであると認める時は、福井市家庭系指定袋製造承認証（別記様式第2号）を交付するものとする。

2 第1項の規定による承認は2年とする。

(指定袋等の改善等の指示)

第7条 市長は、前条の承認を受けたものにより製造された指定袋等が規格等に適合しないと認めるときは、その者に対し、改善等の指示を行うことができるものとする。

(承認等の取消)

第8条 市長は、第6条の承認を受けたものが、この要綱に違反したとき及び前条の改善指示に従わないときは、当該承認を取り消すことができるものとする。

(廃止等の届け出)

第9条 第6条の承認を受けた者が、指定袋の製造を廃止(休止)したときは、当該廃止(休止)した日から10日以内に指定袋等製造廃止(休止)届出書(別記様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(指定袋の製造再開)

第10条 指定袋の製造を休止した者が、製造を再開するときは、指定袋再開届出書(別記様式第4号)を提出し、第4条第2項第4号に基づく見本を提出し確認を受けなければならない。

(指定袋の販売)

第11条 指定袋を販売しようとする者は、当該指定袋が市長の承認を受けたものであることを確認しなければならない。

(製造承認者等に変更に伴う届出)

第12条 第6条により承認を受けたものが、申請を行った内容に変更があった場合は、速やかに届出なければならない。

附 則

第1条 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

第2条 改正前の要綱に基づく承認を受けたものは、この要綱の施行日に承認があったものとみなす。ただし、第4条第2項第4号に基づく見本等を提出し、確認を受けなければ製造を行うことができない。

福井市あき地等の清潔保持に関する条例

昭和52年3月29日
条例第13号

(趣 旨)

第1条 この条例は、宅地化されたあき地その他空閑地に係る除草及び清潔の保持等の指導に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この条例において「あき地等」とは、宅地化された状態で現に人が使用していない土地及び空閑地をいい、「不良状態」とは、あき地等に雑草が繁茂し、そのまま放置されているため、火災又は犯罪の発生、廃棄物の不法投棄を誘発し、近隣の生活環境及び美観を著しくそこなう原因となるような状態又はそのおそれがあると認められる状態をいう。

(適用区域)

第3条 この条例の適用区域は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条の規定に基づく市街化区域とする。ただし、市長が必要と認めたときは、市街化区域以外の区域に及ぼすことができる。

(所有者等の責務)

第4条 あき地等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、当該あき地等が不良状態にならないように常に留意するとともに、環境の保全には最善の努力を払わなければならない。

(指導又は勧告)

第5条 市長は、あき地等が不良状態にあると認めるときは、当該あき地等の所有者等に対し、雑草の除去その他必要な措置を講ずるよう指導又は勧告をすることができる。

(立入調査)

第6条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員にあき地等に立ち入らせ、その状況を調査させ、又は関係人に質問させることができる。
2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(申請に基づく措置)

第7条 市長は、所有者等の申請に基づき、所有者等があき地等の不良状態の除去を自ら行うことができない特別な理由があると認めるときは、当該不良状態の除去に必要な措置を行うことができる。
2 前項の規定により必要な措置に要する費用は、所有者等の負担とする。

(委 任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第3号)抄

(施行期日)1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

福井市あき地等の清潔保持に関する条例施行規則

昭和52年3月31日

規則第11号

改正 平成2年3月9日規則第3号

(趣 旨)

第1条 この規則は、福井市あき地等の清潔保持に関する条例（昭和52年福井市条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(勧告書)

第2条 市長は、条例第5条に規定する勧告を雑草等除去勧告書（様式第1号）により行うものとする。

(身分証明書)

第3条 条例第6条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第2号）によるものとする。

(除去の申請)

第4条 条例第7条第1項の規定により不良状態の除去の申請をしようとする者は、雑草等除去申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(費 用)

第5条 不良状態の除去に必要な費用は、実費とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、これを減免することができる。

2 前項の費用は、除去の実施前に納入しなければならない。

附 則

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(平成2年規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号

発第 号
年 月 日

住所
氏名 殿

福井市長 印

雑草等除去勧告書

あなたが所有(管理)しているあき地が清潔な生活環境を保持するうえで好ましくないので、福井市あき地等の清潔保持に関する条例第5条の規定により、雑草等の除去をするよう勧告します。

記

あき地の所在地	福井市 町 号 番地 丁目 番地
面積	平方メートル
状況	
必要な措置	
除去完了期限	年 月 日まで
備考	

様式第2号

表

写真	身分証明書	第 号
	所属 職名 氏名	
年 月 日生		
上記の者は、福井市あき地等の清掃保持に関する条例第6条第1項の規定により、立ち入り調査をする職員であることを証明する。		
年 月 日		
福井市長		印
縦 6cm × 横 8cm		

裏

福井市あき地等の清潔保持に関する条例(抜粋)

第6条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員にあき地等に立ち入らせ、その状況を調査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

様式第3号

年 月 日

福井市長 殿

住所
氏名

印

雑草等除去申請書

私が所有(管理)しているあき地の雑草()を除去くださるよう申請いたします。

あき地の所在地	福井市 町 号 番地 丁目 番地
面積	平方メートル
状況	
自ら除去できない理由	

福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例

平成8年12月25日

条例第30号

目 次

- 第1章 総則(第1条 第6条)
- 第2章 重点区域(第7条 第12条)
- 第3章 雑則(第13条 第15条)
- 第4章 罰則(第16条 第18条)
- 附 則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この条例は、空き缶等の散乱及びふん害の防止について、必要な事項を定めることにより、清潔でうつくしいまちをつくり、もって生活・交流都市としての快適な都市環境の形成に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 空き缶、空きびんその他の飲料を収納し、又は収納していた容器及びたばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、包装紙その他これらに類する物であって、投棄されることによってごみの散乱の原因となるものをいう。
- (2) ふん害 飼い犬及び飼い猫(以下「飼い犬等」という。)のふんにより、福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成8年福井市条例第19号。以下「廃棄物条例」という。)第27条第2項に規定する公共の場所(以下「公共の場所」という。)を汚すことをいう。
- (3) 事業者 容器に収納する飲料を製造する者及び容器に収納した飲料を販売する者並びにたばこ又はチューインガムを製造し、又は販売する者をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、勤務し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (5) 回収容器 空き缶、空きびんその他の飲料を収納し、又は収納していた容器を回収するための容器をいう。
- (6) 飼い主 飼犬等の所有者(所有者以外の者が飼養管理する場合は、その者を含む。)

(市の責務)

第3条 市は、空き缶等の散乱及びふん害の防止に係る意識の啓発を図る等快適な都市

環境を確保するための必要な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、空き缶等の散乱の防止についての消費者に対する意識の啓発に努めるとともに、空き缶、空きびんその他の飲料を収納し、又は収納していた容器の回収及び資源化について、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、屋外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器若しくは吸い殻入れ等に収納しなければならない。

2 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(飼い主の責務)

第6条 飼い主は、ふん害を防止し、市民の良好な生活環境が損なわれないように努めるとともに、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

2 飼い主は、公共の場所のうち、その良好な環境の保持に特に配慮する必要がある場所として規則で定める場所においては、飼い犬等にふんをさせないようにしなければならない。

第2章 重点区域

(重点区域の指定等)

第7条 市長は、特に空き缶等の散乱及びふん害を防止する必要があると認められる区域を重点区域として指定することができる。

2 重点区域の指定は、その区域を告示することにより行うものとする。

3 市長は、前2項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、廃棄物条例第7条第1項の福井市廃棄物減量等推進会議の意見を聴かななければならない。

4 市長は、必要があると認めるときは、重点区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

5 第2項及び第3項の規定は、重点区域を変更し、又はその指定を解除する場合に準用する。

(投棄の禁止)

第8条 市民等は、重点区域においては、みだりに空き缶等を捨ててはならない。

(飼い主の回収義務)

第9条 飼い主は、重点区域においては、飼い犬等のふんを処理するための用具を携行し、飼い犬等が公共の場所でふんをしたときは、直ちに回収しなければならない。

(回収容器の設置、管理等)

第10条 事業者のうち、重点区域において、容器に収納した飲料を自動販売機により販売するものは、規則で定めるところにより、回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

2 前項の規定により、回収容器を設置した者は、回収した空き缶、空きびんその他の飲料を収納し、又は収納していた容器の資源化に努めなければならない。

(勧告)

第11条 市長は、前条第1項の規定に違反している者に対して、期限を定めて、回収容器を設置し、又はこれを適正に管理するよう勧告することができる。

(命令)

第12条 市長は、第8条又は第9条の規定に違反した者に対し、直ちに原状に復するよう命ずることができる。

2 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

第3章 雑則

(報告の徴収等)

第13条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、空き缶、空きびんその他の飲料を収納し、又は収納していた容器の資源化の促進について、必要な報告を求め、又は指示をすることができる。

(立入調査)

第14条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者の事務所又は事業場の土地又は建物に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 罰則

第16条 第12条第2項の規定による命令に違反した者は、50,000円以下の罰金に処する。

第17条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

第18条 第12条第1項の規定による命令に違反した者は、10、000円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、平成9年10月1日から施行する。ただし、第7条第3項の規定は、平成9年7月1日から施行する。

福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例施行規則

平成9年6月16日

規則第25 2号

(趣 旨)

第1条 この規則は、福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例(平成8年福井市条例第30号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(ふん害を防止する公共の場所)

第3条 条例第6条第2項に規定する規則で定める公共の場所とは、公園等の砂場をいう。

(回収容器の設置及び管理)

第4条 条例第10条第1項の容器を収納した飲料を自動販売機により販売する者は、次に掲げる要件を充たす回収容器を、当該自動販売機から5メートル以内で、空き缶等の投入に支障のない場所に設置しなければならない。

- (1) 回収容器の材質は、金属、プラスチックその他容易に破損しないものであること。
- (2) 回収容器の容積は、自動販売機1台につき30リットル以上であること。

(勸 告)

第5条 条例第11条の規定による勧告は、勧告書(様式第1号)により行うものとする。

(命 令)

第6条 条例第12条第2項の規定による命令は、命令書(様式第2号)により行うものとする。

(立入調査員証)

第7条 条例第14条第2項の規定による身分を示す証明証は、立入調査員証(様式第3号)とする。

(委 任)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成9年10月1日から施行する。

様式第1号その1(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

福井市長

印

勧告書

あなたが下記の場所に設置し、飲料を販売している自動販売機には回収容器が設置されていませんので、福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例第11条の規定に基づき、下記の期限までに回収容器を設置するよう勧告します。

記

設置されている場所	
措置の期限	年 月 日
責 任 者	

様式第1号その2(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

福井市長

印

勧告書

あなたが下記の場所に設置し、飲料を販売している自動販売機には回収容器が適正に管理されていませんので、福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例第11条の規定に基づき、下記の措置を下記の期限までにとるよう勧告します。

記

設置されている場所	
措置の内容	年 月 日
措置の期限	
責 任 者	

様式第2号その1(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

福井市長

印

命令書

あなたが下記の場所に設置し、飲料を販売している自動販売機について、
年 月 日付け 号で 年 月 日までに回収容器を設置するよう
勧告しましたが、いまだにその措置がとられていませんので、福井市空き缶等の散
乱及びふん害の防止に関する条例第12条第2項の規定により、下記の期限までにその勧
告に従い回収容器を設置するよう命令します。

記

設置されている場所	
措置期限	年 月 日
責任者	

様式第2号その2(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

福井市長

印

命令書

あなたが下記の場所に設置し、飲料を販売している自動販売機について、
年 月 日付け 号で 年 月 日までに回収容器の適正な管理
のための措置をとるよう勧告しましたが、いまだにその措置がとられていませんので、
福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例第12条第2項の規定により、下記
の期限までにその勧告に従い下記の措置をとるよう命令します。

記

設置されている場所	
措置内容	
措置期限	年 月 日
責任者	

様式第3号(第7条関係)

(表)

第	号
立入調査員証	
職名	
氏名	
年 月 日生	
上記の者は、福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例第14条に規定により立入調査を行う者であることを証明する。	
年 月 日	
福井市長	印
縦6センチメートル 横9センチメートル	

裏

福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例(抜粋) (立入調査)
第14条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者又は土地所有者等の土地又は建物に立入り、必要な調査をさせることができる。
2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明証を携帯し、関係人に提示しなければならない
3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪調査のために認められたものと解釈してはならない。

福井市ごみステーション設置補助金及び地域リサイクル推進美化協力金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民が一般廃棄物の中から分別排出した空き缶類及び空きびん類（以下「有価物」という。）を市が有価物の回収を行う事業者売却し、その対価として受けた代金（以下「売却金」という。）を、ごみステーションの設置に対する補助（以下「ごみステーション設置補助金」という。）並びにごみステーションの美化に係る維持管理（以下「ごみステーション美化協力金」という。）及びごみ減量に向けたリサイクル活動等の協力金（以下「リサイクル推進協力金」という。）として、市民に交付することについて、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみステーション 自治会が管理するごみ集積所であって、ごみ収集車がごみを収集するまで一時的に保管をする容器をいう。
- (2) 交付対象売却金 前々年10月から前年9月までの期間の売却金をいう。
- (3) 世帯数 当該交付年度の4月1日を基準とし、行政管理室が各自治会から報告を受けた受け持ち世帯数をいう。

(ごみステーション設置補助金)

第3条 ごみステーション設置補助金は、自治会に交付するものとし、その交付要件は、以下の各号を満たすものとする。

- (1) 福井市ごみ集積所の設置等に関する要綱に適合すると市長が認めること。
 - (2) 設置するごみステーションは、次の要件を満たすものであること。
 - ア 枠組みが堅牢な構造であること。
 - イ ごみの出し入れが容易であること。
 - ウ 収集される前のごみを収納して、その散乱及び飛散を防止できる構造であること。
 - (3) 補助金の交付を受けようとする年度内に受けた補助金の合計が、第3項第2号に規定する限度に達していないこと。
 - (4) 同一ごみステーション（移動している場合も含む。）において、補助金の交付を受けようとする年度を含む過去5年間に当該補助金の交付を受けていないこと。
- 2 ごみステーション設置補助金の対象経費は、ごみステーションの新設又は買換えに要する費用であって、以下のことに要する費用とする。
- (1) ごみステーションの製作又は購入に要する費用
 - (2) ごみステーションの据付に要する費用
 - (3) その他、市長が必要であると認める費用
- 3 ごみステーション設置補助金の額は、次の通りとする。
- (1) 交付対象売却金のうち、5,000,000円をその予算総額とし、その範囲内で補助する。
 - (2) 補助金は、前項の費用の3分の1以内とし、複数のごみステーションを対象とするものであっても、同一年度につき1自治会100,000円を限度とする。（千円未満は切捨て）

(ごみステーション美化協力金)

第4条 ごみステーション美化協力金は、自治会に交付するものとする。

2 ごみステーション美化協力金の各自治会の額は、次の世帯数のとおりとする。

40世帯以下	10,000円
41世帯以上80世帯以下	13,000円
81世帯以上120世帯以下	16,000円
121世帯以上200世帯以下	19,000円
201世帯以上	22,000円

(リサイクル推進協力金)

第5条 リサイクル推進協力金は、自治会連合会に交付するものとする。

2 リサイクル推進協力金の各自治会連合会の額は、次の各号の合計額とする。

- (1) 均等割 交付対象売却金から第3条第3項第1号の予算額及び第4条第2項の協力金を控除した額の3割5分を限度とした額を地区総数で除して得た額(百円未満切捨て)
- (2) 世帯割 交付対象売却金から第3条第3項第1号の予算額及び第4条第2項の協力金と前号の均等割を控除した額を、それぞれの自治会連合会を構成する世帯数の割合で按分した額(百円未満切捨て)

(交付の申請)

第6条 ごみステーション設置補助金の交付を受けようとする者は、ごみステーション設置補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書及び経費概算書
 - (2) 同意書
 - (3) 周辺地図
 - (4) 設置箇所見取図
 - (5) 設置に要する経費の見積書の写し並びにその諸元及び性能を疎明する書類
 - (6) その他、市長が必要と認める書類
- 2 ごみステーション美化協力金の交付を受けようとする者は、ごみステーション美化協力金交付申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。
- 3 リサイクル推進協力金の交付を受けようとする者は、リサイクル推進協力金交付申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その申請内容が適正かつ妥当であるかどうかを審査し、適当と認めるときは、当該補助金の交付を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による決定(以下「交付決定」という。)をしたときは、自治会又は自治会連合会(以下「自治会等」という。)に対して、次の各号により行うものとする。
- (1) ごみステーション設置補助金交付決定通知書(様式第4号)
 - (2) ごみステーション美化協力金交付決定通知書(様式第5号)
 - (3) リサイクル推進協力金交付決定通知書(様式第6号)

- 3 ごみステーション美化協力金及びリサイクル推進協力金は、年度当初に交付額が確定しているため、前項の通知書と併せて交付額を通知するものとする。

(事業内容の変更、中止等)

第8条 前条第2項第2号の規定による通知を受けた自治会は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめごみステーション設置補助金事業(変更・中止)承認申請書(様式第7号)を提出し、市長の承認を得なければならない。

- (1) 交付決定に係る事業(以下「交付決定事業」という。)の内容又は補助対象経費の内訳を変更しようとするとき(市長が軽微な変更と認める場合を除く。)
- (2) 交付決定事業を中止しようとするとき。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その申請内容が適正かつ妥当であるかどうかを審査し、適当と認めるときは、ごみステーション設置補助金事業(変更・中止)承認通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(事業完了の報告)

第9条 自治会は、交付決定事業が完了したときは、ごみステーション設置補助金事業完了報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日から起算して10日を経過した日又は補助金の交付を申請した日が属する年度の末日のいずれか早い日までに市長に報告しなければならない。

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) ごみステーション設置に係る経費明細書及び領収書の写し
- (3) ごみステーション完成写真

(交付額の確定)

第10条 市長は、自治会から前条の規定による報告があったときは、交付決定事業が適正に実施されたことを現場にて確認したうえで、その内容が適性かつ妥当であるかどうかを審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定するものとする。

- 2 市長は、補助金の額を確定したときは、ごみステーション設置補助金額確定通知書(様式第10号)により自治会に通知するものとする。

(交付の請求)

第11条 第7条第2項又は前条第2項の規定による通知を受けた自治会等は、当該通知書を受領した日から起算して10日以内に次の各号により補助金の交付を請求するものとする。

- (1) ごみステーション設置補助金交付請求書(様式第11号)
- (2) ごみステーション美化協力金交付請求書(様式第12号)
- (3) リサイクル推進協力金交付請求書(様式第13号)及び事業実績報告書

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(その他)

第12条 虚偽の申請によって不当に補助金の交付を受けたときは、既に交付を受けた補助金はこれを返還させることとし、虚偽の事実が判明した年度及び次年度以降5年間は補助金の申請を受理しないものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

- ” 平成 10 年 7 月 1 日から施行する。
- ” 平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- ” 平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- ” 平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- ” 平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- ” 平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- ” 平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- ” 平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

福井市古紙等回収奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、資源の有効利用並びにごみの減量化に処理経費の軽減を図るため、市民で組織する団体が実施する古紙等回収に奨励金の交付に関し、福井市補助金等交付規則(昭和48年福井市規則第11号)によるほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施回数 集団資源回収により集めた古紙等を古紙業者へ搬入した回数、又は古紙業者が集積場所へ回収に行った回数とする。

ただし、同日に複数回古紙業者へ搬入した場合、又は古紙業者が複数回集積場所へ回収に行った場合は、その回数に関わらず実施回数は1回とする。

また、同一月においては、上限を2回とし、月3回以上実施した場合においても、実施回数はすべて2回とする。

(対象団体)

第2条 奨励金の交付を受けることができる団体は、市民で組織する次に掲げる団体のうち、営利を目的としないで、古紙等の回収を概ね年2回以上継続的に実施する団体とする。

- (1) P T A
- (2) 保護者会
- (3) 子供会
- (4) 自治会
- (5) 婦人会
- (6) 老人会
- (7) 育成会
- (8) マンション、アパート等の管理組合
- (9) その他市長が適当と認める団体

(団体登録)

第3条 奨励金の交付を受けようとする団体は、古紙等回収実施団体登録(変更)申請書(様式第1号)を市長に提出し、登録を受けなければならない。

- 2 前項の規定により登録を受けた団体(以下「登録団体」という。)の代表者は、団体の名称又は住所若しくは氏名に変更を生じた場合は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により登録された内容に虚偽又は著しい事情の変更が認められる場合は、その団体の登録を取り消すことができるものとする。

(対象品目及び回収範囲)

第4条 奨励金の交付の対象とする品目は、登録団体が福井市の一般家庭から回収した次の品目とする。

- (1) 新聞紙
- (2) 雑誌
- (3) 紙パック

(奨励金)

第5条 奨励金の額は、以下の通りとする。ただし、次の(1)及び(2)の奨励金の合計は、一団体につき、年額100万円を限度とする。

(1) 回収量に応じた奨励金

回収量1kg当たり5円の額を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切捨てた額とする。

(2) 実施回数に応じた奨励金

1回あたりの古紙回収量が平均500kg以上の場合、次のア又はイの回数について、1回当たり1万円の奨励金を交付する。ただし、アの場合にあっては、3万円を限度とし、イの場合にあっては、6万円を限度とする。

ア 前年の1月から12月に集団資源回収を1回以上実施した団体であって、本年の1月から12月に5回以上の集団資源回収を実施し、なおかつ前年の1月から12月の集団資源回数と比較して増加した場合の増加した回数

イ 前年の1月から12月に集団資源回収実施を1回も実施していない団体であって、本年の1月から12月に2回以上の集団資源回収を実施した場合、実施した回数から1を減じた回数

(交付の申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする登録団体は、集団資源回収を実施した期間が1月から6月までの分については7月15日までに、7月から12月までの分については翌年の1月15日までに、それぞれまとめて古紙等回収奨励金交付申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

ただし、1月から6月に集団資源回収を実施した団体において、7月から12月に実施した集団資源回収の奨励金申請を行う際は、1月から6月実施分申請時に提出した古紙等回収実績報告書(様式第3号)の写しも添えることとする。

(1) 古紙等回収実績報告書(様式第3号)

(2) あらかじめ市に届けてある回収業者が発行する受入票

(3) あらかじめ市に届けてある回収業者が発行する計量伝票

(4) 奨励金の交付を受けようとする登録団体の前年度収支決算書又は会計報告書

(交付の決定)

第 7 条 市長は前条の規定により交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、奨励金を交付することが適当であると認めるときは、古紙等回収奨励金交付決定通知書（様式第 4 号）により申請者に通知するものとする。

(奨励金の交付)

第 8 条 前条の規定により奨励金の交付決定の通知を受けた登録団体は、古紙等回収奨励金交付請求書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

(奨励金の返還)

第 9 条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により奨励金の交付を受けた登録団体に対し、当該奨励金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(雑 則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(経過措置)

1 改正後の福井市古紙等回収奨励金交付要綱第 6 条の規定は、古紙等を回収した期間が平成 5 年 1 月から同年 6 月までの分については、従前の例による。

附則

この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 5 年 8 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

福井市古紙等回収事業緊急対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、古紙回収事業対策の目的を達成するために、古紙回収業者に交付する回収業者補助金について、福井市補助金等交付規則(昭和48年福井市規則第11号)に定めるもののほか必要な事項を定めるものである。

(対象団体)

第2条 補助金の交付を受けることができるものは、次に掲げる団体とする。

- (1) 古紙等回収実施団体が回収した資源を引き取る資源回収事業を行うものであって、市長の指定を受けたもの
- (2) 資源回収業者で組織する団体で、市長の指定を受けたもの

(対象品目)

第3条 対象となる品目は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 雑誌

(期間)

第4条 この取扱期間は、1月から6月までを前期、7月から12月までを後期とする。

(補助金)

第5条 補助金は、古紙回収業者から申請される古紙等回収事業緊急対策補助金交付申請書に添付される古紙等回収実績報告書に基づいて算出する。

雑誌 1月～12月 2.0円/kg

2 市長は、つねに古紙等に係る市場価格の実態を把握するため、資源回収組合の代表者から、6月及び12月現在の福井市内で取引されている古紙等単価推移表の提出を受けるものとし、ここで定める補助金の額は、古紙の市場状況により協議して定める。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする古紙回収業者は、前期分・後期分と年2回、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 古紙等回収事業緊急対策補助金交付申請書 (様式第1号)
- (2) 古紙等回収実績報告書 (様式第2号)
- (3) 古紙等回収事業実績明細書 (様式第3号)
- (4) 古紙等回収取扱実績報告書 (様式第4号)

(交付の決定)

第 7 条 市長は前条の規定により交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、古紙等回収事業緊急対策補助金交付決定通知書（様式第 5 号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 8 条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた団体は、古紙等回収事業緊急対策補助金交付請求書（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第 9 条 市長は、この取扱に反する場合のほか、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときには、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 13 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

福井市環境美化地区推進員設置要綱

昭和63年 7月 8日施行
改正 平成 3年 4月 1日
改正 平成 6年 4月 1日
改正 平成 6年10月 1日
改正 平成14年12月 1日
改正 平成23年 4月 1日
改正 平成23年12月 1日

(設置)

第1条 清掃行政の円滑な運営及び市民の清掃思想の普及を図ると共に清掃活動を推進するため、福井市公民館設置に関する条例（昭和41年福井市条例第14号）第2条第2項に規定する公民館（中央公民館を除く。）の対象区域ごとに環境美化地区推進員（以下「推進員」という。）を設置するものとし、その定員は、各地域の世帯数その他を勘案し、若干名とする。

2 前項の公民館の対象区域のうち、一光公民館の区域は安居公民館の区域に含めるものとする。

(業務)

第2条 推進員の業務は次のとおりとする。

- (1) 清掃行政について、市と地区との連絡に関すること
- (2) 地区内の住民に対するごみ排出に関する指導、助言並びに分別収集の普及啓発に関すること
 - ア ごみステーションにおける分別排出の指導、助言
 - イ ごみの適正排出に関する啓発
 - ウ ごみ減量運動の推進
- (3) 地域の環境美化の推進に関すること
 - ア 不法投棄発見に際しての市への情報提供
 - イ 空き缶等の散乱防止及びふん害防止に関する啓発
- (4) その他清掃行政の推進を図るために必要な業務

2 推進員は、前項に掲げる業務に関しての活動報告書（様式第1号）を提出するものとする。

(推進員の推薦)

第3条 推進員の推薦は、第1条の区域における自治会連合会長及び公民館長が行うものとする。

2 前項の推薦は、福井市環境美化地区推進員推薦書（様式第2号）を市長に提出して行うものとする。

(委嘱及び解任)

第4条 推進員は、前条の各地区代表者から推薦のあった者を市長が委嘱する。

- 2 推進員の委嘱期間は3年とする。ただし、再委嘱することを妨げない。
- 3 推進員が欠けた場合における補欠の推進員の委嘱期間は前任者の残任期間とする。
- 4 市長は、推進員としてふさわしくない行為のあった推進員を解任することができる。

(地区代表者の設置)

第5条 区域内の推進員を統率し、他区域及び市との連絡を密にするため、各区域ごとに推進員地区代表者(以下「代表者」という。)を設置する。

2 代表者は、各区域の推進員の中から互選する。

(腕章等の貸与及び交付)

第6条 推進員に対しては、その身分を証するため、腕章(様式第3号)を貸与し、身分証明書(様式第4号)を交付する。

2 推進員が街頭活動に従事するときは、身分証明書を携帯し、腕章を着用しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進員に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和63年 7月 8日から施行する。

この要綱は、平成 3年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成 6年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成 6年10月 1日から施行する。

この要綱は、平成14年12月 1日から施行する。

この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成23年12月 1日から施行する。

福井市ごみ集積所の設置等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみ集積所(以下「ステーション」という。)の設置、維持管理にあたって、行政が適切な指導を行うことによって、ごみ収集作業の安全と効率化の向上を確保し、市民の良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(一般ごみ、資源ごみステーションの設置)

第2条 燃やせるごみ、燃やせないごみ及びプラスチック製容器包装(以下「一般ごみ」という。)のステーションは概ね20世帯以上に1か所、資源ごみのステーションは概ね50世帯以上に1か所設置することができる。

2 マンション、アパート(以下「共同住宅」という。)に前項のステーションを設置する場合は、前項の規定にかかわらず、一般ごみのステーションは概ね10世帯以上に1か所、資源ごみのステーションは概ね30世帯以上に1か所設置することができる。ただし、自治会長から当該自治会の管理するステーションを併用することに同意を得た場合はこの限りではない。

3 ステーションの設置場所は、次の各号のいずれにも該当し、収集作業が安全かつ効率的に行うことができる場所とする。

(1) 幅が6m以上の道路に面した場所

(2) 消火栓、貯水槽及び交差点から概ね7m以上離れている場所

(3) 行き止まりの道路でないこと

(4) 設置場所が、所有者及び管理者などの関係者と事前に協議し了解を得ている場所であること

4 前第3項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(新設、変更又は廃止の申請)

第3条 ステーションの新設、変更及び廃止を行いたい自治会長(共同住宅においては管理者)は、申請書(様式1)を市長に提出するものとする。この場合において、新設を行いたい自治会長(共同住宅においては管理者)は、近隣ステーションとの併用を検討するものとする。

2 前項の申請書は、新設、変更及び廃止を希望する日の15日前までに市長に提出しなければならない。この場合において、共同住宅のステーションについては、建築確認の申請を行う時点又は設置を検討する時点で事前に市長と協議しなければならない。

(承認及び通知)

第4条 市長は第3条第2項の申請があった場合は、現地を確認し、第2条各項の規定に適合するか否かを判断し、その結果を速やかに申請者に通知し、又は連絡するものとする。

(維持管理)

第5条 ステーションは、住民自治の観点から設置するものであり、住民相互の協力により自治会又は管理者が責任を持って適切な管理を行い、環境美化に努めなければならない。

(雑 則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、設置等について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 6 年 8 月 1 日から施行する。

” 平成 1 5 年 5 月 1 日から施行する。

” 平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

福井市資源回収拠点拡大事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 福井市資源回収拠点拡大事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小売業者 福井市内に1以上の店舗を持ち、当該店舗において小売業を営む者をいう。
- (2) プラスチック製容器包装 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律112号）第2条第1項に規定する容器包装のうち、一般廃棄物処理計画（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づいて市長が定めるものをいう。以下同じ。）に定める分別の区分及び種類に規定する、プラスチック製容器包装をいう。
- (3) 古紙類 一般廃棄物処理計画に基づき市長が定める分別の区分及び種類に規定する、ダンボール、紙製容器、新聞及び雑誌をいう。
- (4) 資源ごみ プラスチック製容器包装及び古紙類をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす小売業者とする。

- (1) プラスチック製容器包装及び古紙類について、そのいずれか又は両方を自らの店舗において回収する者であること。
- (2) 小売業者自らが、自らの店舗の建物又は敷地内に、プラスチック製容器包装と古紙類に分けて回収するための容器（以下「回収容器」という。）及び回収容器により回収した資源ごみを一時的に保管する施設（以下「保管施設」という。）を設置した者であること。

(3) 回収容器を設置した店舗の営業時間内は、いつでも、当該回収容器を利用できる状態にする者であること。

(4) 資源ごみの回収を3年以上連続して実施する者であること。

(5) 市税を完納している者であること。

(対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げる経費とする。

(1) 回収容器及び保管施設の新設に要する費用

(2) 回収容器による回収を実施する旨を表示し、資源ごみの分別の方法を解説するために設置する看板、パネル、のぼりその他の広告物で市長が認めるもの(以下「看板類」という。)の作製及び設置に要する費用

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に掲げる額の合計額とし、予算の範囲内で交付する。ただし、1店舗につき50万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする小売業者は、福井市資源回収拠点拡大事業補助金交付申請書(様式第1号。次条において「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 店舗別事業計画書(様式第2号)

(2) 回収容器、保管施設及び看板の設置位置図

(3) 回収容器、保管施設及び看板類の機能及び価格を疎明する書類

(4) 回収容器、保管施設及び看板類の設置工事の見積書の写し

(5) 前年度の納税証明書

(交付決定等)

第7条 市長は、前条に規定する申請(以下「交付申請」という。)があったときは、交付申請書及び添付書類の審査を行い、補助金の交付

の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の審査の結果、補助金の交付の可否を決定したときは、交付申請をした者に対して当該決定の内容を福井市資源回収拠点拡大事業補助金交付決定等通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（事業の変更等）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた小売業者（以下「交付決定小売業者」という。）は、補助対象事業を変更し、又は中止しようとするときは、福井市資源回収拠点拡大事業変更（中止）承認申請書（様式第4号。次項において「承認申請書」という。）を市長に提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請があったときは、承認申請書及び添付書類の審査を行い、補助対象事業の変更又は中止の可否を決定するものとする。

- 3 市長は、前項の審査の結果、補助対象事業の変更又は中止の可否を決定したときは、同項の申請をした者に対して当該決定の内容を福井市資源回収拠点拡大事業変更承認等通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定小売業者は、補助対象経費に係る施設等の設置の終了後、速やかに福井市資源回収拠点拡大事業実績報告書（様式第6号。次条において「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 回収容器、保管施設及び看板類の購入に係る領収書の写し

(2) 回収容器、保管施設及び看板類の設置工事に係る契約書、領収書及び内訳書の写し

(3) 回収容器、保管施設及び看板類の設置位置図及び実況写真

（補助金の額の確定）

第 10 条 市長は、前条の報告があったときは、実績報告書及び添付書類の審査を行い、補助金の額を確定し、福井市資源回収拠点拡大事業補助金額確定通知書（様式第 7 号。次条において「確定通知書」という。）により、前条の報告をした者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 11 条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた小売業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、福井市資源回収拠点拡大事業補助金交付請求書（様式第 8 号）に確定通知書の写しを添えてしなければならない。

（補助金の交付方法等）

第 12 条 補助金の交付は、小売業者の指定した金融機関の口座に振り込むことにより行うものとする。

（その他）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

環境事務所

所在地・電話番号一覧

部 署	電話番号	F A X 番号	郵便番号	所 在 地
	市外局番 (0776)			
環境事務所長 (環境課 内)	20 - 5398		910 - 8511	福井市大手 3 丁目10 - 1
清 掃 清 美 課	20 - 5377	20 - 5754	”	”
収集資源センター	35 - 0052	35 - 0813	918 - 8032	福井市南江守町2 - 1
クリーンセンター	53 - 8999	54 - 6010	918 - 8215	福井市寮町50 - 41

平成 2 4 年 9 月 発行

清 掃 事 業 概 要

発行 福井市市民生活部 環境事務所 清掃清美課

〒910-8511 福井市大手 3 丁目 1 0 番 1 号

TEL (0 7 7 6) 2 0 - 5 3 7 7

FAX (0 7 7 6) 2 0 - 5 7 5 4

この本の本文用紙は再生紙を使用しています。